

高崎健康福祉大学大学院  
保健医療学研究科 理学療法学専攻

設置の趣旨等を記載した書類

---

目 次

1	設置の趣旨及び必要性	2
2	保健医療学研究科理学療法学専攻博士後期課程の特色	6
3	研究科、専攻等の名称及び学位の名称	9
4	教育課程の編成の考え方及び特色	10
5	教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	12
6	基礎となる学部（又は修士課程）との関係	16
7	多様なメディアを高度に利用して、 授業を教室以外の場所で履修させる場合	17
8	大学院設置基準第14条による教育方法の実施	17
9	入学者選抜の概要	18
10	教育研究組織の編成の考え方及び特色	21
11	研究の実施についての考え方、体制、取組	23
12	施設、設備の整備計画	24
13	管理運営	25
14	自己点検・評価	26
15	情報の公表	28
16	教育内容等の改善を図るための組織的な取組	31

## 1. 設置の趣旨及び必要性

### (1) 高崎健康福祉大学の理念と目的

高崎健康福祉大学（以下、「本学」という）は、少子高齢化が進行する 21 世紀のわが国で求められる健康、医療、福祉分野における人材養成とそれら学術領域の進展に寄与することを目的に、人間尊重、人間理解を基調として「人類の健康と福祉に貢献する」を建学の理念に掲げ、平成 13 年に学園発祥の地である高崎市に開学した。開学当初は、健康情報学科（現：医療情報学科）、保健福祉学科（現：社会福祉学科）、および健康栄養学科からなる健康福祉学部 3 学科でスタートした。その後、平成 18 年に本学短期大学の看護学科を看護学部看護学科に改組するとともに同年に 6 年制薬学部薬学科を設置し、平成 22 年には理学療法学科を開設して看護学部看護学科とともに新たに保健医療学部を立ち上げた。そして、平成 24 年に短期大学部児童福祉学科を人間発達学部子ども教育学科へと改組した。さらに平成 31 年には農学部生物生産学科を設置した。その結果、現在は 5 学部 8 学科へと拡大し、健康、医療、福祉、教育、農業・食品分野における人材養成にあたるとともに、平成 17 年に健康福祉学研究所、平成 24 年に薬学研究所及び保健医療学研究所（看護学専攻修士課程）、平成 30 年に保健医療学研究所（理学療法学専攻修士課程）、令和 4 年に農学研究所を設置してそれら分野における新しい知見や手法の発見を目的に研究の深化に努めている。

本学の教育目的は、高崎健康福祉大学学則第 1 条および高崎健康福祉大学大学院学則第 1 条に明確に示されている。大学については、各学部・学科ともそれぞれの専門性を考慮して独自の人材養成に関わる目的を定めている。また、大学院についても研究科ごとにその特性を踏まえて人材養成や学術研究に関わる目的を定めている。

また、本学は 2016 年度（平成 28 年度）に引き続いて 2023 年度（令和 5 年度）に公益財団法人大学基準協会の認証評価を受審して、「高崎健康福祉大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。認定の期間は、2024 年 4 月 1 日から 2031 年 3 月 31 日までとする。」との評価結果を受けている。【資料 1】

### (2) 高崎健康福祉大学大学院保健医療学研究所理学療法学専攻博士後期課程を設置する趣旨

今回設置を計画している理学療法学専攻博士後期課程の母体である理学療法学専攻修士課程（平成 30 年設置）は、建学の理念である「人類の健康と福祉に貢献する」を基調に、臨床理学療法学領域では、臨床における理学療法評価や治療法に関するエビデンスの構築、地域理学療法学領域では、地域包括ケアシステムを踏まえた保健・医療・福祉システムや地域理学療法の再構築などを通して、保健医療学、中でも理学療法学に関わる幅広い課題に対応することができる高度専門的職業人としての基本的能力を涵養している。そこでさらに、本学の建学の精神を一層具体化するため、理学療法学に関わる研究・実践の成果を国内外に発信し、従来のリハビリテーションシステムを改善するために高い研究マインドを持つ、高度専門的職業人として応用的能力を備えた人材を養成することを目的に、理学療法学専攻博士後期課程を新たに設置することを構想した。

近年わが国では少子高齢化の進展に加え、新型コロナウイルス感染症のパンデミックの経験や社会システムの急速な IT 化などにより、社会の構造や国民の生活習慣、QOL に大きな変化がみられる。また、国際社会に目を向ければ、保健医療人材の不足が深刻化しており、国連や世界保健機関（WHO）は質の高い保健・医療人材育成と保健システムの構築など、世界的な取り組みを推進している。このような国内外の社会情勢の中、保健・医療・福祉に関わる人材に対するニーズは多様化してきており、特にリハビリテーション分野における幅広い視野を持ち、研究能力に優れ国内外に情報発信することができるとともに、リハビリテーションシステムを改善することができる実践的応用能力を有する高度専門職者の養成が求められている。

高崎健康福祉大学大学院保健医療学研究科理学療法学専攻博士後期課程において構想している大学院教育に対するこのような見地は「今後、我が国に求められる社会を牽引する高度な人材の育成に大学院が果たす役割の重要性がますます高まることは明らかであり、諸外国と比べて遜色ない水準で2040年の社会を牽引する高度人材が活躍していかなければ、我が国の国際競争力にも大いに問題が生じる可能性がある」とする中央教育審議会「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」と方向性を一にするものである。

（参照：[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1411360.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1411360.htm)）

### （3）高崎健康福祉大学大学院保健医療学研究科理学療法学専攻博士後期課程設置の必要性

#### 1）国際的背景

WHOの世界保健戦略の中で、リハビリテーションはSDGs Goal 3達成の鍵となる戦略と位置付けており<sup>1)</sup>、小児、成人、そして高齢者が教育や就業、レクリエーション等、日常生活活動をおくる上に重要かつ本質的な役割を果たしていることを示し、世界ではリハビリテーションの恩恵を受ける状況にいる人は約24億人と推定している。また、リハビリテーション強化活動の一環としてリハビリテーションに携わる人材の質的向上を目的に「リハビリテーション能力の枠組み」を2020年（令和2年）に提示した<sup>2)</sup>。その枠組みの中で示された5つの重要な能力の1つに「Research」がおかれている。このことは、リハビリテーション専門職が、研究から強固なエビデンスを確立し、またそれを広く発信し、リハビリテーションシステムを改善させることができる実践的応用能力を備えることの重要性を示している。特に、倫理的知識、学術誌への報告、などわが国におけるリハビリテーション専門職である理学療法士が博士後期課程で修学すべき内容が明記されており、研究者マインドを兼ね備えた高度専門的職業人の養成が待望されている。

（参照：1. <https://www.who.int/news-room/fact-sheets/detail/rehabilitation>

2. <https://www.who.int/publications/i/item/9789240008281>）

#### 2）国内の背景

医療技術の高度化により出生時から高齢者までの難病や認知症などの患者の生命予後は著しく改善した一方、身体機能の低下によるADL障害により、健康寿命の延伸を妨げている現実も起きており、良質なリハビリテーションに対する期待はますます高まっている。少子高齢化に伴う医療介護施策の見直しを受けて、平成26年に医療介護総合確保推進法が制定され、地域包括ケアシステムの構築が始まっている。このような国の動きを受けて、群馬県でも効率的で質の高い医療提供体制の構築や地域包括ケアシステムの構築に向けて、平成27～29年度第7次群馬県保健医療計画、平成30～令和5年度第8次群馬県保健医療計画が策定、施行されてきた。これら計画の「保健・医療・福祉の提供体制の充実」においては、「各病期を通して一貫したリハビリテーションサービスの提供」、「保健医療従事者には様々なニーズに的確かつ柔軟に対応できるよう資質の向上が求められる」とされている。本理学療法学専攻修士課程は、これら群馬県保健医療計画の指針も考慮しながら設置された経緯がある。

本理学療法学専攻修士課程の設置後、令和6～11年度、第9次群馬県保健医療計画が策定され、「リハビリテーション等の専門性を有する医師や看護師、その他の医療従事者の確保」、「保健医療従事者の質の向上」、「新任者や現任者の養成や資質の向上」を推進するとしている。これらの施策に際するためには、従来の枠組みにとらわれず、リハビリテーションシステムを改善することができる研究能力を備え、実践的応用能力を有する高度専門的職業人の養成が求められている。

（参照：第9次群馬県保健医療計画、第5章地域医療構想、第9章保健医療従事等の確保、

<https://www.pref.gunma.jp/page/633411.html>）

### 3) 地域的な必要性

北関東に位置する群馬県、栃木県、茨城県では、理学療法学関連の博士後期課程を設置している大学は4大学である。群馬県内では群馬大学大学院保健学研究科リハビリテーション学領域、群馬パース大学大学院保健科学研究科保健科学専攻医療科学領域の2大学のみである。

入学定員は、群馬大学大学院保健学研究科が10名、群馬パース大学大学院保健科学研究科が2名である。しかしながら、群馬大学大学院保健学研究科は看護師、臨床検査技師、作業療法士、理学療法士等を対象とした合計人数であり、群馬パース大学大学院保健科学研究科は看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、臨床工学技士、理学療法士等を対象とした合計人数であることから、群馬県内における理学療法士の博士後期課程への進学先は非常に限られているのが実情である。また、理学療法学の様々な領域の専門性に応じた研究および教育を行う大学院は、現在のところ群馬県のみならず北関東地域では設置されていない。さらに、加齢・予防理学療法学領域あるいは運動器・スポーツ理学療法学領域に関する研究や実践が可能な大学院博士後期課程は群馬大学大学院に既に設置されているが、前述のように他職種を想定した複数領域の合計入学定員10名のため、この領域に入学できる理学療法士は非常に限られていると言わざるを得ない。

また、群馬県では令和11年に開催される第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会に向けて、トップアスリートの育成が推進されている。特に小児期（小中学生）にパフォーマンス強化プログラムが多く競技団体で実施されている。本来、こうしたスポーツ大会は小児から高齢者まで、県民の健康増進と体力向上を図り、併せて安心・安全な地方スポーツ振興に貢献することを目的とするものであり、将来障害を残すような過度な運動負荷は避けなければならない。こうした観点から、群馬県においては、スポーツ障害予防に関わる科学的根拠に基づいた知識と技能を有し、研究能力を備えた高度専門職者としての理学療法士のかかわりが特に求められている。

以上のような地域特性から、本大学院における理学療法学専攻博士後期課程に対する設置要請が強く求められている。

### 4) 社会的要請

理学療法士教育は学部卒業で国家試験受験資格が得られるものの、資格取得後の研究活動の教育・支援体制は十分とは言えず、大学院教育がその責務を果たす上で必須である。また、理学療法各専門領域に関連する施策や社会的要請も増加しており、これからの社会を担う児童の障害予防や地域包括システムの観点から地域における高齢者及び障害者のリハビリテーションの充実が急務とされている。同時に医療機関で行われるリハビリテーションの質的向上が伴わなければ、地域における充実した在宅生活が期待できない。このようなすべて人々のライフステージ全般に亘って多様化するリハビリテーションの喫緊の課題に応え得る、研究者マインドを兼ね備える高度専門的職業人を養成する博士後期課程における大学院教育が必要となる。

### 5) 地元自治体、医学会および関連学会からの要請【資料2】

#### ①群馬県知事からの意見書

群馬県知事からは、令和6～11年度、第9次群馬県保健医療計画が策定され、「リハビリテーション等の専門性を有する医師や看護師、その他の医療従事者の確保」、「保健医療従事者の質の向上」、「新任者や現任者の養成や資質の向上」を推進するとの施策に合致するとの意見を頂いている。

#### ②群馬県医師会の意見書

群馬県医師会 会長からは、リハビリテーションを主に診療する群馬リハビリテーション病院の運営経験から、理学療法の質的向上と上質の人材育成のために、研究能力に長けた高度専門性を有する理学療法士の養成に期待するとの意見を頂いている。

### ③公益社団法人日本理学療法士協会からの要望書

日本理学療法士協会長からは、今後さらに高度化するリハビリテーション医療に対応する、高度な学術的基盤を修得し豊かな人間性と次世代を担うことができる研究能力を備えた教育者、指導者を育成し、国民保健への役割を果たす環境を創出するうえで、本学の理学療法士に特化した大学院博士後期課程の設置を強く要望するとの意見を頂いている。

### ④一般社団法人群馬県理学療法士協会からの要望書

群馬県理学療法士協会長からは、保健・医療・福祉分野での人材養成の実績を有する貴学が新たに大学院博士後期課程を設置することは、リハビリテーションの重要性がますます社会情勢の中で非常に有意義であり、特に、理学療法学に特化した博士後期課程の教育は県内初めてであり、より専門性の高い理学療法士が地域医療、研究、教育の質を向上させることに大いに期待するとの意見を頂いている。

## 6) 入学希望者のニーズ

入学希望者のニーズ把握のためのアンケート調査結果の詳細は、「学生の確保の見通し等を記載した書類」において詳述するが、ここでは関東地域の本学理学療法学科総合臨床実習施設に勤務する理学療法士、本学理学療法学科卒業生及び理学療法学専攻修士課程修了者、113名を対象とした結果の概要を示す。【資料3】

### 【アンケート調査結果の概要】

#### ① 群馬県内の「理学療法を専門とする」大学院に対するニーズ

「非常に必要だと思う」、「やや必要だと思う」との肯定的な回答は約90%であった【資料3、表6、7】。

#### ② 大学院博士後期課程進学的重要性

大学院博士後期課程への進学は、「とても重要」または「ある程度重要」との肯定的な回答は全体で約74%であり、その割合は修士修了者および博士修了者で高い傾向を示した【資料3、表9】。

#### ③ 本学大学院博士後期課程に対する期待度

本学博士後期課程に対する期待度は、「大いに期待している」または「期待している」と肯定的な回答者が約85%おり、高い期待度がうかがえた【資料3、表11】。

#### ④ 本学博士後期課程への入学希望者

「ぜひ入学したい」または「入学を検討している」と肯定的な回答者が全体の約13%であり、実数にして14名であった【資料3、表12】。これらの回答者のうち、博士後期課程出願資格のある修士課程修了者では、「ぜひ入学したい」または「入学を検討している」と回答した者は特に修士課程を本学で修了している場合には約46%、5名に達しており、本学で修士課程を修了した者で特に、博士課程への高い関心がうかがえた【資料3、表13】。

#### ⑤ 追加調査の結果について

本学修士課程修了者および本学修士課程最終年次の在籍者28名を対象に博士後期課程への入学希望について再調査を行った。前回調査時には、本学で修士課程を修了した者のうち、回答が得られたのは11名のみであったが、今回は20名と約2倍の回答数が得られた。博士後期課程への入学希望については、「ぜひ入学したい」および「入学を検討している」と回答した者が全体の90%（18名）と高い関心が確認された【資料3、表15】。

この結果から、前回調査時未回答だった者のうち、「ぜひ入学したい」と回答した者と、前回調査時は「入学を検討している」と回答していた者の一部が、今回の追加調査では「ぜひ入学したい」との希望に移行した可能性が考えられる。現時点で修了生および修士課程2年在学生のうち、計7名

が「ぜひ入学したい」と回答しており、入学希望者が2名の定員を大幅に超えている。今後も本学修士課程（博士前期課程）修了生および学部卒業生から、博士課程への安定的な入学希望者を確保できることが予測される。これらの結果は、博士課程設置に対する実質的なニーズと継続的な充足可能性を示唆していると判断した。

上記のように、本研究科の教育・研究に対する社会的な期待・要請、本研究科で学びたいというニーズが確認された。

## 2 保健医療学研究科理学療法学専攻博士後期課程の特色

### (1) 保健医療学研究科理学療法学専攻博士後期課程が養成する人材像

本博士後期課程では、理学療法学に関わる研究を通してエビデンスを確立し、それを広く国内外に発信し、リハビリテーションシステムを改善することができる実践的応用能力を備える高度専門的職業人を養成する。なお、養成する人材像には以下の4つの人材像を包含する。

#### 1) 研究に関する知識・スキルを持ち高い倫理性を備えた人材

本専攻博士後期課程を修了した大学院生は、実社会において保健医療に関わる諸問題に対応する高度専門職業人、開発研究や高度な学問的研究に関わる**研究者**として活躍することが期待される。本専攻博士後期課程では、そうした人材が備えるべき専門知識と技能を修得し、最先端の学問成果を駆使して問題解決に貢献する能力、新たな知見を得て、その成果を世界に発信するためのスキル（論文執筆能力、プレゼンテーション能力、討論の能力等）を有する人材を養成する。また、臨床にあっては**患者安全、そして研究倫理の理解と遵守**などノンテクニカルスキルの育成はリーダーとしての資質として重要なものと位置付ける。

#### 2) 保健・医療に関わる学術及び臨床教育の発展に貢献する人材

保健医療に関わる諸課題は近年ますます多様化・複雑化・深刻化しており、従来の学問成果のみでは十分に対応できなくなりつつある。このような社会情勢の中、保健・医療・福祉における新たな学問領域を切り開く専門性の高い人材は世界的に希求されており、本専攻では学際的で高度な専門教育と研究指導により、新たな時代の保健医療福祉に関わる学術領域の発展及び教育に貢献できる人材を養成する。

#### 3) 保健・医療・福祉分野のイノベーションに貢献できる人材

これまでに経験のない高齢化と人口減少が進むわが国は、保健医療分野にとって厳しい環境にあるため、多様化する現代社会の保健医療の課題に柔軟かつ創造的に対応する能力を有する人材が求められている。そのため、本専攻では幅広い専門知識を基盤に情報収集力、論理的思考力、課題設定能力、企画力及び実行力を備え、保健・医療・福祉におけるイノベーションに貢献できる人材を養成する。

#### 4) ローカルとグローバルの両方の視野から問題解決できる人材

近年、経済・社会のグローバル化が急速に進行し、そこで活躍するためには国際的な幅広い視野を持つ必要がある。多くの国がかかえる保健・福祉の課題は共通するものがあり、その対策は国、地域によって多岐にわたる。わが国で応用できるローカルな対策を考える上での情報は、グローバルな視点から得られる。したがって、「国際的視野を踏まえてローカルに行動する」こと、あるいは「ローカルの特

性を踏まえて国際的に行動する」ことが今後ますます重要になる。本専攻では保健医療に関わる国内外の諸問題の解決に、グローバルとローカルの双方の視点を持って国際的に活躍できる人材、それを通じた地域活性化の実現にリーダーシップを発揮できる人材を養成する。

以上の人材を養成するための3つのポリシーを【資料4】に示す。また、養成する人材像と3つのポリシー及び各科目の関連について【資料5】に示す。

## (2) 指導的役割、国際的に活躍できる高度専門職業人及び研究者の養成

本研究科博士後期課程では、上述してきた「設置の趣旨」、「設置の必要性」、「養成する人材像」を踏まえ、指導的役割、国際的に活躍できる高度専門職業人及び研究者の養成に取り組む。

## (3) 大学院で教育すべき分野であること及び教育の見通し

### 1) 大学院で教育すべき理由

理学療法における評価および治療法についてはエビデンスが不足しているのが現状であり、早急にエビデンスを確立していく必要がある。また、理学療法の各専門領域に対する社会的ニーズは多様化しており、リハビリテーションシステムの改善あるいは再構築が求められている。これらの社会的要請に対応すべく、日本理学療法士協会では専門分科学会を設立し、より高度な専門職者の育成を目指している。一方で、理学療法士教育は学部卒業で国家試験受験資格が得られるものの、資格取得後の研究活動の教育・支援体制は不十分であり、大学院教育がその責務を果たす上で必須である。また、理学療法の各専門領域に関連する施策や社会的要請も増加しており、これらに応え得る高度専門的職業人養成のための大学院博士後期課程の教育が必要となる。

### 2) 教育の見通し

理学療法のエビデンス構築を加速し、効果的な理学療法サービスを提供する専門家の養成を図るべく本学理学療法学専攻修士課程には、臨床理学療法学と地域理学療法学の2領域を設置している。臨床理学療法学領域では、医療介護施設で提供される理学療法の水準を向上させるための新たな評価法の開発や治療効果に関するエビデンス構築に寄与する教育・研究を中心としている。地域理学療法学領域では、地域における健康増進、障害予防、介護予防、再発予防などの取り組みを推進するためのシステム作りや評価・介入方法についてのエビデンス構築に寄与する教育・研究を中心としている。これらの臨床理学療法学領域および地域理学療法学領域に山積する課題に研究的視点から取り組むことは、博士後期課程において重要な研究テーマである。

一方で、多様化する社会的要請に応え得る高度専門職者及び研究者の育成には、各専門分野の教育と研究能力を備えた教員構成が必要となる。本学博士後期課程では、修士課程における臨床理学療法学領域と地域理学療法学領域の垣根なく、総合的に理学療法領域を捉え得るため、2領域を1領域に統合する。さらに、理学療法の専門性を追求するため領域内に4つの理学療法専門分野を配置し、認定・専門理学療法士などの専門資格を有する教員組織により、高度専門職者及び研究者・教育者の養成を図る。

### 3) 4つの理学療法専門分野の必要性

#### ①基礎理学療法学分野

本学が社会的要請に応える課題として捉える高齢者のフレイルに起因する疼痛改善や、高齢化に伴い発生報告が増えて社会的課題となっているパーキンソン病などの難病は、多くの理学療法的介入が報告され一定の効果はみられているが十分とは言えず、その解決には生理学、あるいは細胞生物学など基礎医学的な解析研究を駆使した基礎理学療法学が必要である。また、博士前期課程

(現修士課程)の修了生の中には、自身が取り組んだ研究成果から新たに浮かび上がった課題解決のために、基礎理学療法学のより専門性の高い知見が必要なものも少なくない。

これらの背景および社会的要請により、より深化した基礎医学的なアプローチに重きを置いた基礎理学療法学分野の高度な研究・教育を推進することが求められている。

## ②神経・発達理学療法学分野

近年、神経・発達理学療法学分野における障害構造は変化してきている。神経理学療法においては従来の病院での介入を中心とした理学療法のみではなく、神経疾患の予防から再発予防を含めた生活期まで包含した重層的な関りが求められている。小児においては身体的障害に加え発達障害や発達性協調運動障害、知的障害を有する子どもへの対応が必要となっており、医療機関のみならず保育園や幼稚園、学校教育、地域事業所及び行政機関等、幅広い職域での連携活動が求められている<sup>1)</sup>。

また、ロボティクスや再生医療、高度専門化の著しい神経系の外科治療、そしてセンシング技術など神経・発達理学療法学分野の関連領域での科学技術の進展が著しい一方で、これらの高度技術や各種トレーニング手法、装具、補装具など臨床技術の違いを問わず、有効な治療技術を開発して対象者に適応し、得られた治療効果や課題を客観的に分析することができる人材が求められている<sup>2)</sup>。

このような状況から、18歳未満の小児のみならず、成人した後も各ライフステージでの成長、加齢に対応した神経・発達分野の理学療法を実施できる臨床能力と効果的な理学療法のエビデンスを構築する研究能力を有した人材が求められている<sup>3)</sup>。

(参照：1. 理学療法ハンドブック、シリーズ 16 小児、公益社団法人 日本理学療法士協会。

2. 小児リハビリテーション実態調査報告書、平成 29 年度、公益社団法人 日本理学療法士協会。

3. 小児理学療法実態調査 2018、大学病院・一般病院以外における小児理学療法実施に関する調査報告書、公益社団法人 日本理学療法士協会)

## ③運動器・スポーツ理学療法学

Lancet で報告された内容によると、運動器の疾患と機能障害は、障害調整生命年数 (Disability-adjusted life years: DALYs) の低下要因の上位を占めるとされ、能力障害 (Disability) の原因として 2010 年では 1990 年より 45%増加しているとの報告もある<sup>1)</sup>。これらの運動器疾患や障害に対する理学療法は重要な役割を持っており、運動器系は臨床における理学療法の実践、理学療法士の養成における教育、理学療法に関連する研究の中核であるとし、その発展こそが社会貢献を実現する<sup>2)</sup>と明記されており、わが国においても同様に、新たな障害の捉え方や評価、理学療法の展開が求められている。

一方、スポーツ理学療法の対象は、スポーツ選手や愛好家のみならず児童・生徒、高齢者も含めた幅広い世代が対象であり、医療機関におけるリハビリテーションのみならず、スポーツ現場での外傷・障害の予防やスポーツ復帰までのサポート、学校保健や市町村などの行政、企業における保健関連事業など多岐にわたる<sup>3)</sup>。スポーツ庁は、第 3 期スポーツ基本計画において理学療法士の必要性に言及しており、大規模国際競技大会のみならず恒常的な国民の健康増進に向けた必要性について述べている<sup>4)</sup>。

また、日本理学療法士協会では、学術的専門家として専門理学療法士制度を認定しており、「運動器理学療法」、「スポーツ理学療法」の 2 つの分野も含まれている。2024 年 3 月 31 日現在、運動器理学療法の専門理学療法士認定者は 515 名、スポーツ理学療法においても 515 名と、この 2 分

野が全分野で最も多い人数となっており<sup>5)</sup>（総会員数 139,556 名中、専門理学療法士取得者数は延 4,137 名）、博士後期課程の分野としても興味・関心が高い分野として期待されている。

（参照：1. [https://doi.org/10.1016/S0140-6736\(12\)61729-2](https://doi.org/10.1016/S0140-6736(12)61729-2)

2. <https://www.apta.org/patient-care/interventions/movement-system-management/movement-system-white-paper>

3. <https://www.jspt.or.jp/jsspt/news/IR.html>

4. [https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/shingi/001\\_index/toushin/1420653\\_00002.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/001_index/toushin/1420653_00002.htm)

5. <https://www.japanpt.or.jp/pt/lifelonglearning/statistics/>)

#### ④加齢・予防理学療法学

労働の担い手不足と高齢者が増加する少子高齢化が進行する 21 世紀のわが国社会において、加齢・予防理学療法学分野に関連する施策や社会的要請は多様であり、高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン（第 3 版）<sup>1)</sup> は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施のあり方を示すことを目的に策定され、フレイルの対策・予防が重点施策となっている。令和 5 年度保健師中央会議資料<sup>2)</sup> においては、理学療法士には高齢者に対する個別支援（ハイリスクアプローチ）や通いの場等への積極的関与（ポピュレーションアプローチ）が期待されていることが明示され、保健、介護領域において多職種で連携して介護予防事業に効果的に関与することができる実践能力を備えた高度専門職業人の養成が必要である。

例えば、循環器病対策推進基本計画（第 2 期）<sup>3)</sup> においては、「患者が安心して治療に向きあえるよう、患者のニーズを踏まえつつ、産学連携や医工連携も図りながら、循環器病の病態解明、新たな治療法や診断技術の開発、リハビリテーション等の予後改善、QOL 向上等に資する方法の開発、個人の発症リスク評価や予防法の開発等に関する研究を推進する」との方針を打ち出している。加齢に伴って発症率が高まる循環器病を対象とする研究は、加齢・予防理学療法学分野における重要な学術的課題に位置付けられる。

また、地域における高齢者リハビリテーションの推進に関する検討会報告書<sup>4)</sup> において、認知症に対するリハビリテーションについて「活動・参加という目的を明確化したうえで、集団リハビリテーションも含め、個々にふさわしいプログラム、サービス提供のあり方の検討が必要である」とし、認知症のリハビリテーションのさらなる開発の必要性が示されている。

以上より、フレイル、循環器病ならびに認知症など、地域包括における課題に関する研究は社会的に推進することが求められており、加齢・予防理学療法学分野においても質の高い研究活動を立案・実行ならびに指導することができる教育・研究者が求められている。

（参照：1. <https://www.mhlw.go.jp/content/001239590.pdf>

2. <https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/001130494.pdf>

3. <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001077175.pdf>

4. <https://www.mhlw.go.jp/content/10901000/001101125.pdf>)

### 3. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

#### （1）研究科及び専攻の名称

保健医療学研究科は、保健医療学部を基礎として看護学専攻および理学療法学専攻の 2 専攻から構成される修士課程として既に設置されている。今回、理学療法学専攻修士課程の上位教育課程として、

新たに理学療法学専攻博士後期課程を設置するため研究科の名称に変更はない。また、専門領域は修士課程の1専攻（理学療法学）を踏襲して設置するため専攻の名称に変更はない。

なお、今回の本研究科博士後期課程の設置に合わせ、現在設置している理学療法学専攻修士課程を理学療法学専攻博士前期課程に名称変更する。

- (旧) 研究科：保健医療学研究科  
専攻：理学療法学専攻 修士課程
- (新) 研究科：保健医療学研究科  
専攻：理学療法学専攻 博士前期課程  
理学療法学専攻 博士後期課程

## (2) 学位の名称

既存の理学療法学専攻修士課程で授与する学位は「修士（理学療法学）」である。博士後期課程のカリキュラム内容や学位授与方針は、修士課程を発展させる形で編成されており、科学的な視点と高度な実務能力を備えた理学療法専門職者、指導者及び理学療法のエビデンス構築を推進する研究者を育成することを目指す。このため、修士課程のカリキュラム内容や学位授与方針を逸脱するものではないため博士後期課程においても授与する学位名称は、「博士（理学療法学）」とする。

## (3) 英文名称

研究科

保健医療学研究科 Graduate School of Health Care

専攻名称

理学療法学専攻 博士前期課程 Master Course of Physical Therapy

理学療法学専攻 博士後期課程 Doctor Course of Physical Therapy

学位名称

博士前期課程：修士（理学療法学） Master of Physical Therapy

博士後期課程：博士（理学療法学） Doctor of Philosophy in Physical Therapy

## 4. 教育課程の編成の考え方及び特色

### (1) 教育課程の編成の基本方針

本学大学院博士後期課程では、建学の理念である「人類の健康と福祉に貢献する」を理解し、社会情勢で変化し多様化する国内外の保健・医療・福祉のニーズに対応できる、高い倫理観と幅広い視野を持った高度専門職業人、創造性豊かな研究者、教育と研究能力を備えた指導者、知識基盤社会を多様に支える知的人材の人材養成を目的とする。

本研究科博士後期課程の3ポリシーは以下のとおりである。

#### <博士後期課程の3ポリシー>

##### 1) ディプロマポリシー

本課程において所定の年限以上在学して研究指導を受け、本研究科が定めた科目単位数を修得し、以下に示す能力を身に付け、かつ、博士論文の審査及び最終試験に合格した者に博士の学位を与える。

- ① 理学療法学に関する先端的研究や応用・開発を自立して行うための豊かな見識と極めて高い専門的知識・倫理性を身につけている。

- ② 独自の研究計画を立案・実行し、その成果を国際的な科学者コミュニティに発信するための高度な専門能力、研究能力を身につけている。
- ③ 研究成果を地域社会の保健・医療の発展に生かす実践的応用能力を身につけている。

## 2) カリキュラムポリシー

本課程において目指す人材を養成するために以下のような教育を実施する。

- ① 高い倫理観と高度の専門知識を養うために、基礎理学療法学分野、神経・発達理学療法学分野、運動器・スポーツ理学療法学分野、加齢・予防理学療法学分野の各領域に特化したカリキュラムを編成する。
- ② 国際的な科学者コミュニティに発信するための能力を涵養するため、専門科目においては英語教材を用いた授業展開を設定する。
- ③ 博士論文作成を計画的に遂行するために、1年次から修業年限まで指導教員の継続的指導を受ける「特別研究」を設置する。

## 3) アドミッションポリシー

本課程では保健医療分野から人々の生命と健康を支えるための高度で専門的な研究を行い、諸課題の解決と関連する学問の発展に貢献しうる人材を育成する。そのために、次に掲げる態度、知識および意欲を有する者の入学を期待する。

- ① 自らの問題意識に基づく科学的な研究から諸課題を解明、解決することを目指す態度を有する。
- ② 保健・医療・福祉に関して分野横断的に理解し、解決すべき課題を自ら見出して考究するための専門知識と国際的な科学者コミュニティに関心を有する。
- ③ 保健・医療に関わる専門職に対する指導者、あるいは教育・研究者を目指す意欲と能力を有する。

## (2) 教育研究の柱となる領域（分野）、教育課程の編成の考え方と特色

本学における大学院博士後期課程の趣旨は、理学療法学領域における高度な学術理論および応用を教授し専門性の高い理学療法学の創造に貢献できる倫理性の高い研究者及び研究と教育能力を兼ね備えた指導者の育成を教育目標としている。これらの教育目標を達成するため基礎科目3科目と専門科目9科目の編成とした（表1）。

基礎科目では必修科目である「医療・研究倫理学」、選択科目である「理学療法教育・管理論」および「リハビリテーションシステム論」の3科目を配置し、研究と教育能力を兼ね備えた指導者の基礎的資質の涵養を図る。なお、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則にある理学療法教員の要件に、教育に関する科目4単位の取得が定められており、理学療法教育・管理論を履修することでこの条件を満たすことができ、大学院修了後のキャリアプランの幅を広げることができる。

専門科目では理学療法の主要分野である基礎理学療法、神経・発達理学療法、運動器・スポーツ理学療法、加齢・予防理学療法の特講4科目と演習4科目、博士論文作成のための「理学療法学特別研究」の9科目を配置した。大学院生は研究テーマに関連する主要専門分野の特講及び演習2科目（4単位）と特別研究1科目（6単位）を必修とし、隣接する諸分野は選択とした。主要専門分野科目は、自らの専門分野およびそれに隣接する諸分野について、最新の研究動向や今後解明すべき研究課題等を的確に把握する必要があるため、専任教員によるオムニバス形式の講義科目を配置した。

＜表 1. 博士後期課程の開講科目＞

科目区分	科目名	選・必	開講年次	単位
基礎科目	医療・研究倫理学	必修	1年前期	2
	リハビリテーションシステム論	選択	1年後期	2
	理学療法教育・管理論	選択	2年通年	4
専門科目	基礎理学療法学特講	選択	1年前期	2
	基礎理学療法学演習	選択	1年後期	2
	神経・発達理学療法学特講	選択	1年前期	2
	神経・発達理学療法学演習	選択	1年後期	2
	運動器・スポーツ理学療法学特講	選択	1年前期	2
	運動器・スポーツ理学療法学演習	選択	1年後期	2
	加齢・予防理学療法学特講	選択	1年前期	2
	加齢・予防理学療法学演習	選択	1年後期	2
	理学療法学特別研究	必修	1～3年	6

\*注：主要専門分野より特講1科目、演習1科目、計4単位を選択必修とする。  
主要専門分野以外の選択科目は、2年次の履修も可能とする。

## 5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

### (1) 理学療法学専攻博士後期課程における教育方法、大学院生数、配当年次の設定

#### 1) 授業の方法

博士後期課程の授業は講義と演習から構成される。講義科目においては、各分野の国内外の最新の研究動向を英語文献等も用いながら教授する。また、将来は研究者や教育者として活躍することを目指す博士後期課程の大学院生には不可欠な研究倫理、研究不正防止についての理解も深められるよう指導を行う。また、本学で実施している研究倫理講習会（毎年）、APRIN（1回/3年）の受講を必須とする。演習科目では必要となる研究課題に関連する国内外の文献レビューを大学院生自ら行い、研究計画立案に反映させる。

大学院生は特別研究を通じて、修了年限の3年間にわたって同一教員の研究指導の下で高度な専門研究を行い、研究成果を学会等の科学者コミュニティに発表等を通じて、広い視点からの評価をさらに自らの研究にフィードバックしつつ博士論文を完成させる。

#### 2) 大学院生数

本学既存の保健医療学研究科理学療法学専攻修士課程の入学定員は3名であり、研究指導教員並びに副指導教員を中心に指導を行っている。博士後期課程の入学定員は2名である。博士後期課程の研究指導教員は10名を予定しており、大学院生1名に複数の指導教員を配置することが可能である。

#### 3) 配当年次の設定

博士後期課程においては、高度専門研究に必要な基礎的知識を習得するための基礎及び専門科目の講義科目を1年次前期から2年次後期までに配置した。2年次までに専門分野及び基礎的素養を涵養する講義、演習科目の履修を終えて、3年次には研究者としての自立を促し博士論文の作成に専心できるようにするための配置である。また、特別研究科目は1年次から3年次まで連続的に配置して研究指導を継続的に受けられるよう配慮している。

## (2) 履修指導方法

入学時に各大学院生の指導教員を選定する。そして、指導教員が担当大学院生に対して履修すべき講義科目と演習科目を提示して指導する。

上記に加えて、両課程を通じて入学時や各年度初めに研究科全体および研究室単位での履修ガイダンスをきめ細かく実施するとともに、事務室窓口における相談と指導を徹底する。さらに、理解しやすい明快なシラバスを作成することや、各専任教員のオフィスアワーを定めて大学院生の履修相談にのりやすい体制を作ることなどで科目履修を支援する。

長期履修制度を希望する場合には、指導教員と相談の上、履修方法に関するガイダンスを行う。

## (3) 研究指導の方法

「理学療法学特別研究」は1年次から最終年次まで継続的に履修することとし、研究指導教員が指導を行う。大学院生は研究指導教員の指導の下、研究テーマに関する先行研究を踏まえ、それぞれの分野での質の高い研究課題を設定し、研究計画を立案した上で研究活動を展開する。研究指導教員は大学院生が研究から得られた成果を博士論文として完成できるように指導する。

なお、研究の開始は高崎健康福祉大学研究倫理委員会の倫理審査を受け、承認されたうえで研究を開始する。また、本学で実施している研究倫理講習会、APRINの受講を必須とする。3年間の標準スケジュールは以下のとおりである。

### <1年次>

1年次では、学修基盤となる基礎科目（医療・研究倫理学など）、専門分野の講義及び演習を中心に履修する。博士後期課程では博士前期課程と比較して、より自主的で自立した研究活動を行う必要があること、研究の達成度や成果の質に重点を置いた評価がなされること、さらには学術研究の発展に真摯に貢献する志を持つべきであることを学修する。また、研究者が遵守すべき研究倫理や避けねばならない研究不正、患者安全に資する知識などの理解を深める。

各大学院生が自らの研究課題を設定することを支援するために、指導教員は演習科目である理学療法学特別研究を通じて国内外の先行研究事例や当該分野の最新の研究動向を紹介するとともに、具体的な実験・調査やデータ解析などを提示してアドバイスをを行う。また、各大学院生が文献研究、実験・調査等から導出した研究のアイデアに対して演習時などの討論を通じて評価・助言を行い、研究推進をサポートする。この際、具体的な指導スケジュールは以下のとおりである。なお、表記した指導以外にも日常的な研究指導を継続的に行う。

- ①研究指導教員は、個別指導により大学院生の研究課題の焦点化と研究計画について指導する。
- ②先行研究の検討と知見の整理により研究課題を明確化し研究計画書の作成を支援、指導する。
- ③必要に応じて研究倫理委員会における審査に向けた指導を行う。
- ④大学院生と指導教員とで研究進捗状況の点検を行い、一年目の研究活動を総括するとともに次年度以降の目標を明確になるように指導する。

### <2年次>

2年次では、選択可能な基礎科目及び関連分野の専門科目を履修し、幅広い学びを行う。各指導教員は1年次の成果と達成度をふまえて、研究課題を再確認するとともに今後の研究計画の再構築、必要となる内容の整理、関連する最新研究の紹介等を行い、研究がスムーズに進むようアドバイスする。また、各大学院生が実施した文献研究、予備実験・調査等から導出した研究のアイデアに対して演習時などの討論を通じて評価・助言を行い、研究活動をサポートする。

具体的な指導スケジュールは以下のとおりである。なお、表記した指導以外にも日常的な研究指導を

引き続き行う。

- ①研究指導教員は大学院生の研究の進捗状況を確認しながら指導する。
- ②副研究指導教員を置くことで研究指導教員以外の専門領域の教員によって研究内容、解析法、結果の考察に至るまでの幅広い視野からのアドバイスをを行う。
- ③後期には主研究の一部またはプレスタディを関連学会で発表できるようにし、学術論文作成および投稿ができるように指導する。
- ④大学院生と指導教員とで研究進捗状況の点検を行い、二年目の研究活動を総括するとともに次年度以降の目標を明確になるように指導する。

#### < 3年次 >

3年次においては、各指導教員は、大学院生がこれまでの研究成果をとりまとめ、その集大成である博士論文を作成するために高度専門的な研究指導を行う。具体的な指導スケジュールは以下のとおりである。なお、表記した指導以外にも日常的な研究指導を引き続き行う。

- ①研究指導教員は大学院生の研究の進捗状況を確認しながら指導する。
- ②博士（学位）論文を当該研究領域の権威ある英文学術誌に投稿できるように指導する。
- ③博士論文の作成、提出及び審査に向けて指導する。

#### （４）修了要件

1) 理学療法学専攻博士後期課程のディプロマポリシー  
博士後期課程のディプロマポリシーを再掲する。

- ① 理学療法学に関する先端的研究や応用・開発を自立して行うための豊かな見識と極めて高い専門的知識・倫理性を身につけている。
- ② 独自の研究計画を立案・実行し、その成果を国際的な科学者コミュニティに発信するための高度な専門能力、研究能力を身につけている。
- ③ 研究成果を地域社会の保健・医療の発展に生かす実践的応用能力を身につけている。

2) 博士後期課程の修了要件

本研究科博士後期課程の修了要件は、次に挙げるすべてを満たすものとする。

- ①本研究科に3年以上在学し、必修の基礎科目2単位（必修）、専門科目より2科目4単位以上（選択必修）、特別研究科目6単位の計12単位以上を修得すること（表2）。
- ②査読付英文学術誌に筆頭著者として掲載（または審査時点で掲載受理）された論文を提出して、その審査及び最終試験に合格すること。

<表2. 博士後期課程の修了要件単位数>

科目区分	単位数
基礎科目（講義）	2単位
専門科目（講義）	2単位
専門科目（演習）	2単位
専門科目（特別研究）	6単位
合計	12単位

## (5) 履修モデル

基礎的素養を涵養する基礎科目と専攻分野の専門科目のカリキュラムの関連を図1に示す。  
また、履修モデルを【資料6】に示す。

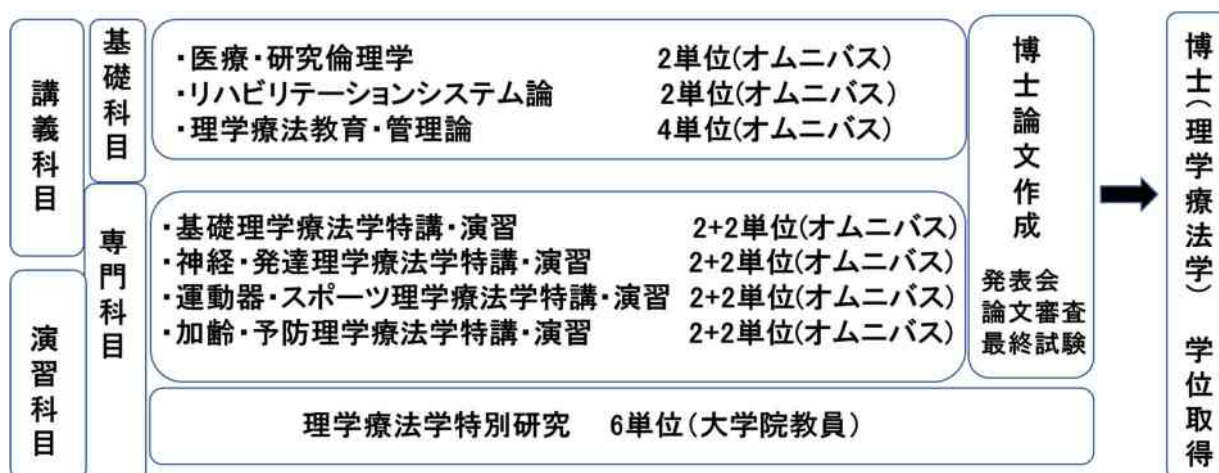


図1. 基礎的素養を涵養する基礎科目と専攻分野の専門科目のカリキュラムの関連図

## (6) 博士論文の審査と最終試験

### 1) 博士論文審査

本研究科の博士論文審査は以下の項目の評価に基づいて行われる。

- 課題設定の妥当性・新規性・独創性
- 研究方法の妥当性・新規性・独創性
- 論文構成・体裁の適切性
- 結論の妥当性・新規性・独創性
- 論旨の一貫性
- 当該学問領域における学術的価値と独創性

### 2) 最終試験

最終試験は以下の試験基準にそって博士論文の審査委員会によって行われる。

- 研究課題に関連する専門知識と豊かな見識を有している
- 研究課題を通した理学療法への貢献について述べることができる
- 研究成果を積極的に公表する姿勢とそのための技量を有している
- 研究に関わる高い倫理観を有している
- 高度専門職業人あるいは研究者、教育者としての活躍が期待できる

### 3) 審査の手続きと体制

本研究科では次のような手続きと体制によって、上記した審査を行う。

- 各大学院生は保健医療学研究科委員会に対し、研究科委員会が定める期限までに博士論文および論文要旨を提出する。
- 保健医療学研究科委員会は博士論文の内容に応じて適切な主査1名と副査2名以上を選出して審査委員会を組織する。ただし、当該大学院生の指導教員及び副研究指導教員は主査および副査を務めることはできない。

- 審査委員会は博士論文の審査と最終試験を行う。博士論文審査は博士論文本編および当該大学院生によるプレゼンテーションと質疑応答にもとづいておこなう。そのうえで、審査委員会は博士論文審査ならびに最終試験の結果を研究科委員会に報告する。
- 研究科委員会は博士論文および最終試験に関わる審査委員会の報告、および取得単位の状況を総合的に精査した上で、学位授与の可否を決議する。講義科目、演習科目の成績評価はA、B、C、Dの4種とし、A～Cを合格、Dは不合格とする。上記の評価は点数による基準を定め、100点から80点までをA、79点から70点までをB、69点から60点までをC、59点以下をDとする。また、博士論文および最終試験の評価は合格又は不合格とする。

#### 4) 博士論文の公表方法

学位論文は、審査委員会のメンバー以外の研究科委員にも公表され、学位授与の判断に用いられる。また、完成した博士論文は図書館に収蔵され、誰でも閲覧・貸出できる体制をとるとともに、高崎健康福祉大学機関リポジトリで閲覧可能である。

(参照：<https://takasaki-u.repo.nii.ac.jp/>)

### (7) 研究倫理審査体制の具体的内容

研究に関する高い倫理観とその実践は、研究者として当然備えなくてはならない資質であり本研究科の学位審査最終試験の評価項目にも含まれている。大学院における研究においても研究倫理の不備や研究不正があってはならず、そのために本研究科では本学で実施している研究倫理講習会、APRINの受講を必須とするとともに以下のような取り組みを行う。

- 指導教員は研究不正・研究倫理について説諭すると共に、「高崎健康福祉大学研究倫理規定」【資料7】、「高崎健康福祉大学における公正な研究活動及び適正な資金執行規程」【資料8】、「高崎健康福祉大学研究活動等における不正に対する措置に関する内規」【資料9】等について解説する。
- 指導教員は博士論文の研究計画策定時に実験・調査の内容を研究倫理の点からも精査し、必要と判断された場合は「高崎健康福祉大学研究倫理委員会規程」【資料10】に基づく研究倫理審査を受けさせる。
- 審査委員会は提出された博士論文に関し研究不正の有無を精査する。
- 博士論文の審査過程において、不正に学位を取得する意図を持って行われた捏造・改ざん・剽窃又はこれらと同視すべき不適切な行為が発見された場合は、不合格とし、本学の例規「高崎健康福祉大学における公正な研究活動及び適正な資金執行規程」、「高崎健康福祉大学研究活動等における不正に対する措置に関する内規」に依拠しつつ厳正に対処する。

## 6. 基礎となる学部（又は修士課程）との関係

### (1) 学部（学士課程）との関係

保健医療学部と保健医療学研究科理学療法学専攻との関係を【資料11】に示す。

今回の本博士後期課程の設置は、主に保健医療学部理学療法学科を母体としている。理学療法学科では、人間の健康に高い見識をもち、自ら実践し、保健予防分野でも活躍できる幅広い視野を持った人材育成を目指している。本博士後期課程においても、理学療法学1領域4専門分野において、理学療法学科で目指す人材育成を継続し、社会からの高度な要求に応えることのできる人材育成を目指す。

## (2) 博士前期課程（現修士課程）との関係

博士前期課程の教育目標の1つには、各専攻・分野の専門的知識や技術の創造を通して理学療法学の発展に寄与し、専門職の教育を担うことができる教育・研究者の育成を挙げている。したがって、博士前期課程の修了者は博士後期課程への継続した学習が必要であり、今回、本博士後期課程の設置を申請した。既設の修士課程の上に博士後期課程を増設し、修士課程の2領域（臨床理学療法学領域、地域理学療法学領域）を深化させ、さらに専門的な理学療法分野における質の高いエビデンスや健康増進・障害予防・介護予防などのシステム作り、独創性・創造性に優れ国際的に通用する研究能力を備えた高度実践理学療法専門職および教育・研究者を養成することを目的とする。【資料11】

## 7. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合

授業の形式は、大学で実施する対面授業を基本とするが、多様なメディアを利用し、学部及び博士前期課程（現修士課程）ですでに活用している、LMS 学習管理システムによりオンラインによる同時かつ双方向の授業、院生とのコミュニケーション、出席管理、成績管理等を行う。

### (1) 授業形態

オンラインによる同時かつ双方向とする

### (2) 履修場所

教員は研究室もしくは教室からオンラインにより配信し、学生は住居又は職場の会議室等で受講する。また、希望により学内教室で受講することも可能とする

### (3) 留意事項

授業中、教員と学生が互いに映像・音声等によるやり取りを行い、学生の教員に対する質問の機会を確保する。

## 8. 大学院設置基準第14条による教育方法の実施

本学大学院保健医療学研究科理学療法学専攻博士後期課程では、学校教育法第101条および大学院設置基準第2条の2に規定する、専ら夜間において教育を行う大学院の課程として位置づけていない。しかし、入学生には医療職に従事する社会人もいることに配慮し、大学院設置基準第14条に基づく教育方法の特例を実施し、就業を継続しながら学修することが可能な環境を整える。また、本専攻博士後期課程では長期履修学生制度を設ける。

### (1) 修業年限

本学大学院保健医療学研究科理学療法学専攻は、博士前期課程（現修士課程）の標準修業年限は原則2年、博士後期課程の標準修業年限は原則3年とする。ただし、長期履修学生制度を利用する大学院生は大学院学則第4条に規定する最長在学年限とする。

なお、長期履修を希望する者は、別に定める期間内に所属する研究科の研究科長に所定の書類を提出し、研究科委員会で承認されなければならない。

### (2) 履修指導および研究指導の方法

大学院での学修および研究と、社会人としての仕事を両立できるように、大学院生本人の勤務や休暇取

得状況等を踏まえつつ、履修や研究時間を確保できるように柔軟な教育研究指導体制を確保する。履修計画作成にあたっては、履修モデルを提示すると共に、大学院生の個々の事情に加えて、教員の負担を配慮した授業時間を設定する。また研究が順調に進行し、かつ、勤務先等において研究に係る優れた施設や器材等が設置されている場合には、本研究科以外の研究室等において研究を行うことができるように配慮する。

### **(3) 授業の実施方法**

博士後期課程の授業は昼夜開講制を取り入れる。昼間は午後 2 時 45 分から午後 6 時（本学の 4 時限目及び 5 時限目）、夜間は午後 6 時 15 分以降（本学の 6 時限目及び 7 時限目）に各々同一科目を配置し、大学院生はいずれかの科目も受講可能とする。また、大学院生と指導教員との調整によりオンラインによる講義や土曜日あるいは日曜日、祝日や長期休業期間等を利用しての集中講義形式で受講できるよう配慮する。【資料 15】

### **(4) 教員の負担の程度**

博士後期課程の担当教員は、可能な限り大学院教育を主体として学部教育の負担を軽減する。これにより、1 週間あたりの勤務時間を平均で 40 時間以内に収める。また夜間の授業などにより 1 日の勤務時間が長時間におよぶ場合は、午前中の学部業務等の負担を軽減することで、勤務時間の短縮を図る。特別研究指導教員における研究指導に関わる勤務時間の負担が大きくなると予想されるが、博士後期課程の授業はオムニバス形式で実施する科目が多いことや、集中授業形式で行うなどにより、特定教員への負担の集中を避けることができる。

### **(5) 施設等の利用方法や学生厚生**

理学療法学専攻専用の大学院生室を整備し、各大学院生には大学院生室および当該建物出入り口の鍵を貸与することで、24 時間利用可能な環境を整える。大学院生室には 8 台のパソコンを整備しており、本学で利用可能な文献検索システムや電子ジャーナルなどを自由に利用可能な状態になっている。これらは、すでに修士課程大学院生には実施済みであり、博士後期課程の大学院生にも同様の環境を整備するものである。

また、本学にはカウンセリングルームを設けており、相談員として臨床心理士が在籍学生のメンタルヘルスに関する相談に対応している。さらに、学内には保健室、大学敷地内に附属クリニックを併設しているため、学生の健康に関する緊急の対応が可能である。

## **9. 入学者選抜の概要**

### **(1) 理学療法学専攻博士後期課程の教育目標**

本学の建学の精神と保健医療学研究科の理念に基づき、多様化する現代社会の保健医療の課題に柔軟かつ創造的に対応できるより専門性の高い高度専門職業人、研究者や教育者を養成し人類の健康と福祉に貢献することを目標にする

### **(2) 博士後期課程のアドミッションポリシー**

本課程では保健医療分野から人々の生命と健康を支えるための高度で専門的な研究を行い、諸課題の解決と関連する学問の発展に貢献しうる人材を育成するため、次の 3 つのアドミッションポリシーを掲げる。

### 【アドミッションポリシー】

- ① 自らの問題意識に基づく科学的な研究から諸課題を解明、解決することを目指す態度を有する。
- ② 保健・医療・福祉に関して分野横断的に多職種連携の観点から理解し、解決すべき課題を自ら見出して考究するための専門知識と国際的な科学者コミュニティに関心を有する。
- ③ 保健・医療に関わる専門職に対する指導者、あるいは教育・研究者を目指す意欲と能力を有する。

### (3) 理学療法学専攻博士後期課程の出願資格と選抜方法、合否判定

本研究科の入学者選抜は年2回（9月および2月の予定：初年度は設置許可後であり11月の予定）の入学試験を厳正に実施する計画である。

本研究科博士後期課程のアドミッションポリシーを受け、本研究科が入学志願者に求める能力、選抜試験で問う能力は次のとおりである（表3）。

- 保健医療に関わる専門教育を受ける前提条件となる基礎的な知識
- 研究に必要な文献・資料に対する語学力、読解力と分析力
- 研究成果を整理・構成し発信するための記述力とコミュニケーション力
- 保健医療に関する諸問題への関心とその解決への強い意欲

<表3. アドミッションポリシーと志願者に求める能力及び選抜方法>

アドミッションポリシー	入学志願者に求める能力	入学者選抜方法
①自らの問題意識に基づく科学的な研究から諸課題を解明、解決することを目指す態度を有する	・保健医療に関する諸問題への関心とその解決への強い意欲	・出願書類 ・面接試験
②保健・医療に関して分野横断的に多職種連携の観点から理解し、解決すべき課題を自ら見出して考究するための専門知識と国際的な科学者コミュニティに関心を有する。	・保健医療に関わる専門教育を受ける前提条件となる基礎的な知識 ・研究に必要な文献・資料に対する語学力、読解力と分析力	・出願書類 ・筆記試験（小論文、英語） ・面接試験
③保健・医療に関わる専門職の指導者、あるいは教育・研究者を目指す意欲と能力を有する。	・研究成果を整理・構成し発信するための記述力とコミュニケーション力	・出願書類 ・筆記試験（小論文、英語） ・面接試験

#### 1) 博士後期課程の出願資格

理学療法士の資格を取得した者（外国の理学療法士資格を持つ者を含む）、かつ、次の①から⑥のいずれかに該当する者とする。

- ①修士の学位を有する者（取得見込み含む）
- ②大学評価・学位授与機構により修士の学位を授与された者（取得見込み含む）
- ③外国において修士の学位、またはこれに相当する学位を取得した者
- ④外国の学校が行う通信教育における授業科目をわが国において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- ⑤文部科学大臣の指定した者

大学等を卒業し又は外国において学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、本大学院において、当該研究の成果等により修士の学位を有する

者と同等の学力があると認めた者

⑥本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で24歳以上の者

ただし、外国の理学療法士資格を取得した者、出願資格③から⑥により出願する者に対しては、あらかじめ個別の入学資格審査を行う。

#### (入学資格審査)

出願資格③から⑥により出願を希望する者は、希望する研究指導教員と連絡を取った上で、下記要領により必要書類を提出し、入学資格審査を受ける。本学所定の書式の事前出願資格審査申請書、志望理由書、卒業(見込み)証明書、成績証明書または修得単位証明書などを受付期間内に提出し、事前出願資格審査を受ける。

ただし、外国の理学療法士の資格を有し出願を希望する者は、「外国で取得した資格証明書(理学療法士免許証または資格試験の合格証書等)の写し」を提出する。

#### 2) 出願手続き

出願手続き前に、研究指導を希望する教員との事前面談を行い、本博士後期課程の教育内容を予め知ると共に、入学後に取り組む研究課題を明確にする。出願資格が整った者は、以下の出願書類を提出し、入学試験を受験する。

①入学志願票

②大学院博士前期課程修了(見込)証明書

③学部及び大学院博士前期課程の成績証明書

④履歴書・研究業績書など(学位論文等)

⑤志望理由書(希望する研究課題の概要等)

※入学資格審査に合格した者は、合格証を②の代わりとして提出し、③は不要とする。

#### 3) 入学者選抜方法

入学者選抜は、書類審査、筆記試験(小論文、語学(英語)試験)、面接試験により総合的に判定する。学力試験の配点は、小論文100点、英文読解100点として、理学療法学研究に関わる考え方や洞察力を評価するための試験を実施する。

##### <書類審査>

出願書類の①、②および③によって、志願者の経歴、これまでの学修の状況、取得した資格等、および本研究科博士後期課程への出願資格の有無について確認する。また、④と⑤によって、志願者の研究に対する意欲、志願者の主たる関心領域、本研究科で取り組む研究領域を確認するとともに、志願者が博士論文にむけて研究を遂行する能力があるか総合的に判断する。

##### <筆記試験>

学力試験は小論文と語学(英語)試験とし、理学療法学研究に関わる考え方や洞察力、英文読解能力を評価するための試験を実施する。配点は小論文100点、英文読解100点とする。

##### <面接試験>

面接試験は、①志願者による修士論文ないしはその他の研究業績に関するプレゼンテーション、②志願者の専門領域に関する口頭試問からなる。①によって、志願者の研究能力や研究成果の発信能力を審査する。また、②によって志願者が、自身に取り組む研究領域において十分な専門知識を有するか否かを判断する。なお、①および②の双方の試験において、志願者のコミュニケーション能力や研究討論のスキルについても確認する。

#### 4) 選抜の体制及び合否判定

入学者の選抜にあたっては、大学院保健医療学研究科学生募集要項に基づき、計画・準備から実施、合格の判定に至るまで、校正かつ適切な方法により実施するものとする。既設の理学療法学専攻修士課程と同様に、別に定めるところの規定に基づき、研究科長を議長とする「合否判定会議」を開催し合否判定を行い、合格者を学長が決定する。

#### 5) 入学定員、収容定員

本研究科理学療法学専攻博士後期課程の入学定員は2名、収容定員は6名とする。なお、修士課程を博士前期課程と名称変更するが、博士前期課程の入学定員3名、収容定員6名は変更しない。

### (4) 社会人、留学生受入れの方策等（履修指導、教育上の配慮等を含む）

学校教育法第101条および大学院設置基準第2条の2に規定する、専ら夜間において教育を行う大学院の課程として位置づけていない。しかし、入学生には医療職に従事する社会人もいることに配慮し、大学院設置基準第14条に基づく教育方法の特例を実施し、就業を継続しながら学習することが可能な環境を整える。また、本専攻博士後期課程では長期履修学生制度を設ける。

留学生の受け入れについては、修士課程開設以来受け入れ実績がないため、今後の社会情勢等を勘案し、受け入れ体制の検討を進める。

## 10. 教育研究組織の編成の考え方及び特色

### (1) 専任教員の配置の考え方及び特色

本研究科の教員組織は、既設の保健医療学部理学療法学科の専任教員により編成する。また、本研究科における教育・研究の継続を担保することを考慮し、博士前期課程（現修士課程）を担当する教員は博士後期課程も担当することとする。

博士後期課程には9科目の専門科目を配置している。講義・演習科目は自らの専門分野と、それに関連する分野の保健医療に関する最新の研究動向を把握するための科目である。そこで、担当教員にはそれぞれの研究分野の最新動向に精通し、すぐれた学問的見識を有する者をあてる。また、特別研究においては高度な教育・研究指導が必要となるため、担当教員には博士論文や専門学術論文の指導経験が特に豊富で研究実績が顕著な専任教員を配置する（表4）。

＜表4. 博士後期課程の開講科目と担当教員＞

科目区分	科目名	選・必	単位	担当
基礎科目	医療・研究倫理学	必修	2	オムニバス
	リハビリテーションシステム論	選択	2	オムニバス
	理学療法教育・管理論	選択	4	オムニバス
専門科目	基礎理学療法学特講	選択	2	オムニバス
	基礎理学療法学演習	選択	2	オムニバス
	神経・発達理学療法学特講	選択	2	オムニバス
	神経・発達理学療法学演習	選択	2	オムニバス
	運動器・スポーツ理学療法学特講	選択	2	オムニバス

専門科目	運動器・スポーツ理学療法学演習	選択	2	オムニバス
	加齢・予防理学療法学特講	選択	2	オムニバス
	加齢・予防理学療法学演習	選択	2	オムニバス
	理学療法学特別研究	必修	6	指導教員

博士後期課程担当予定教員は、医師3名を含む17名の人員でリハビリテーション及び理学療法の幅広い分野の専門性を有する臨床経験豊富な教員組織で構成され、16名の教員が博士の学位を有している。教員の専門性から基礎理学療法、神経・発達理学療法、運動器・スポーツ理学療法、加齢・予防理学療法の4専門分野に配置し、より高度かつ専門的な教育・研究指導が行える体制を整えた。各教員は平成30年度の理学療法学専攻修士課程開設以来26名の院生の教育に携わってきている。また、博士後期課程の教育・指導経験のある教員（博士）が4名在籍している（表5）。

表5. 教員の保有学位と組織編成

保有学位	教授	准教授	講師	助教	計
博士	11	2	2	1	16
修士				1	1
計	11	2	2	2	17

保有資格：医師3名、理学療法士14名

## (2) 専任教員の年齢構成

本専攻の共通科目および専門科目における専任教員17名の平均年齢は50.6歳（開設時）であり、年代別には70歳台教授1名、60歳台教授3名、50歳台教授3名、40歳台7名（教授4名、准教授2名、助教1名）、30歳台3名（准教授1名、講師1名、助教1名）となる。60歳以上の教員4名を除外した13名の平均年齢は45.9歳となり、教育・研究活動の推進に対応可能である（表6）。

上記の60歳以上の教授4名中3名が学校法人高崎健康福祉大学定年規程【資料12】に定める定年年齢を超え特例による採用になるが、定年を延長する場合の規程にあるように、定年を過ぎて在籍することに問題はない。質の高い大学院博士後期課程をスタートするために必要な高度の経験と知識を生かし、次世代の教育体制の基礎を作るのに必要な人材として重要な存在と位置づけている。

これらの教員が今後、博士前期課程から後期課程にかけての大学院教育に関わることは本学にとっても理学療法学の未来にとっても非常に有用である。このように教育研究の活性化、及び次世代への維持向上が可能な教員組織となっている。

表6. 教員の年代別組織の編成

	職位	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	計
開設時 令和8年度 令和8年4月1日	教授		5	3	2	1	11
	准教授	1	1				2
	講師	1			1		2
	助教	1	1				2
	計	3	7	3	3	1	17

完成年度 令和10年度 令和11年3月31日	教授		2	6	1	2	11
	准教授		2				2
	講師		1		1		2
	助教		1	1			2
	計	0	6	7	2	2	17

## 1.1. 研究の実施についての考え方、体制、取組

### (1) 研究の実施についての考え方

高崎健康福祉大学は、学則に定めるとおり、「自利利他」の精神のもとに、「人々の健康と福祉および社会の発展に貢献する有為な人材を育成するために広く豊かな教養と各学科の専門知識・技術を深く教授」という教育目的に加え、「快適な人間生活の方策を攻究する」ことを明示し、大学として研究費の支給、外部資金獲得、研究環境の整備を行い、教員の研究活動を大学全体で支援している。

また、本学の研究に係る事項を統括することを目的とした研究倫理委員会を設置し、学内で行われる研究の倫理審査を行うほか、毎年研究倫理講習会を実施している。本講習会は、本学で研究に携わる者全員が受講を義務づけられている。さらに「高崎健康福祉大学における公正な研究活動及び適正な資金執行規程」並びに「学校法人高崎健康福祉大学内部監査規程」に基づく研修及び内部監査を行い、研究活動における不正行為及び研究費不正使用の防止を図っており、これらにより、本学で研究を行う者は全員、研究倫理を遵守するよう徹底している。

### (2) 研究の実施についての体制

本学では研究倫理委員会、動物実験委員会、遺伝子組換え実験安全委員会を設置し、必要事項や責任体制を規程で定め、本学で実施する研究が適正に実施されるよう審査し管理する体制を整備している。

研究費に関しては、個人研究費は職位に応じて配分し、教育経費は学部での卒業研究費及び大学院での専門研究費を指導人数に応じて配分するとともに、学部・学科間の枠を超えた研究のために競争的な校内研究交流助成金を設け、研究の活性を促している。また、学部の特性に鑑み、薬学部及び農学部では講座研究費を設けるなど、教育研究活動を支援するために、複数の研究費を適切な割合で支給している。

このような体制のもとで、本学では、大学としての目的に適い、各専門分野での学術の進歩に寄与する研究を行っている。

### (3) 研究の実施についての環境整備

本学では、研究活動を推進するため、学校法人高崎健康福祉大学中期計画から策定される事業計画に基づき、安全と環境に配慮した研究環境を維持・整備している。

助教以上の教員には個室の研究室及び適切な物品を設置し、原則として平日に1日を研修日として設けることで研究専念時間の確保に努めている。また、十分なネットワーク環境や情報通信技術（ICT）機器を設備し、研究を行うための情報環境を整備している。

### (4) 研究活動をサポートする技術職員とURA（University Research Administrator）の配置状況

本学には、研究活動をサポートする技術職員やURAは配置されていない。しかし、研究資金面にお

いて研究者を支援する外部資金統括室が設置されており、科学研究費等の外部研究資金の管理による適切な研究費の獲得・運用、APRIN 受講の通達や e-Rad における情報管理を行って、より良い研究環境づくりをサポートしている。

科学研究費補助金においては科研費応募時の調書チェックを行い、過去の科研費獲得者の書き方や体裁を参考に獲得の確率を上げるための対策を行っている。また、各種外部資金に関する募集情報の提供も学内グループウェアにて行い、申請のアドバイスをを行っている。

## 1 2. 施設、設備の整備計画

### (1) 校地、運動場の整備計画

本学の校地は、群馬県高崎市内にあり閑静で自然豊かな環境の中にある。校地の総面積は 38,107.36 m<sup>2</sup> で教育・研究のために十分な面積を有している。大学本部がある地域には5学部（健康福祉学部、薬学部、保健医療学部、人間発達学部、農学部）と4研究科（健康福祉学研究科、薬学研究科、保健医療学研究科、農学研究科）が設置されており、令和6年5月1日現在 2,922 人の学生、大学院生が在籍している。これまで、このキャンパスから 300 m 程離れた場所に保健医療学部が設置されていたが、令和6年9月に大学本部がある区画の西側に新たに保健医療学部棟（4・5号館）を建設し、令和6年度後期から新学部棟で授業・研究を実施している。同時に設置申請している心理学科は新たに保健医療学部棟付近に新棟の建設を予定している。各学部・研究科がそれぞれ近い位置に設置されており、学生間の交流も期待できる。

運動施設については、キャンパス内には第1体育館（2,695.8 m<sup>2</sup>）と第2体育館（1,554.55 m<sup>2</sup>）、運動場（12,912.40 m<sup>2</sup>）が併設されており、運動場には 250 m 全天候型陸上競技用トラック（6コース）、テニスコート（4面）及び人工芝のフットサル場（2面）が整備されている。

隣接する1号館南側には、芝生で覆った庭があり、桜の時期や紅葉の時期には空き時間に学生が自由に利用できるように、ベンチや移動可能な椅子も配置しており、例年多くの学生が利用している。

### (2) 校舎等施設の設備計画

#### 1) 講義室

校舎は大学4号館、5号館を保健医療学部および博士前期課程（現修士課程）と共用する。5号館5階に大学院専用の講義室を1室（34.20 m<sup>2</sup>）、4号館2階に保健医療学部理学療法学科と共用する講義室（108名収容、126.00 m<sup>2</sup>）を2室備えている。

#### 2) 実験室、実習室および教育研究用器材等

実験・実習室及び教育・研究用機材、器具などの備品については、保健医療学部および博士前期課程（現修士課程）と共用するものとする。

#### 3) 大学院生室

本専攻大学院生の研究室（自習室）は、現修士課程で使用している大学院専用研究室（25.2 m<sup>2</sup>、収容定員8人）（資料13）を共用する。院生用パソコンは8台設置し、最新版統計解析ソフト SPSS をインストールする。

#### 4) 図書館

本学図書館は大学図書館（以下、本館）、分館および薬学部図書・資料室の3館で構成され、全館が図書館運営委員会により一体として運営され、学生は所属する学部学科に関係なく3館の図書館、図書室が利用できる。

図書館資料は、図書館員、図書館運営委員会、教職員により選定されており、蔵書構成および予算等勘案の上、購入している。シラバスに挙げられた必要な資料は、ここに含まれる。また、学生のリクエストも受け付けている。令和5年度末現在の所蔵資料総数は図書122,748冊、雑誌1,805種、視聴覚資料4,598点である（電子ジャーナル[以下EJ]・データベース[以下DB]は後述）。令和5年度の年間図書受入冊数は4,159冊であり、これは学生一人当たり約1.4冊に当たる。

図書、雑誌等は図書管理システムにより目録化され、オンライン蔵書目録（以下OPAC）や図書館のホームページにより図書館利用者に提供されると共に、国立情報学研究所（NII）の総合目録データベース（NACSIS-CAT）にも登録している。

雑誌は冊子体からEJに極力切り替え、利用者の利便性向上と雑誌スペースの効率化を図っている。令和5年度末ではEJ13,171種、DB12種の利用が可能になっている。EJ・DBを含む資料費は毎年増加している。また、EJは、年間購読のほかPay-Per-View（以下PPV）による論文単位の購入も可能である。図書館の資料費は年々増加傾向にあるが、多くはEJ・DBの契約数増加と価格高騰によるものである。令和5年度末の資料費の割合は、EJ・DBが60%以上占めている。EJやDBは学内の端末から検索でき、また一部はリモートアクセスにより学外からも利用が可能である。

開館日数等については、令和5年度は本館223日、分館222日、薬学部図書・資料室220日である。開館時間は3館一律ではないが、中心館となる本館は20:00、分館と薬学部図書・資料室では19:00まで開館している。なお、分館は月曜日のみ、20:00まで開館している。

図書館では新入生を対象に利用ガイダンス、また必要に応じて文献検索ガイダンスを実施している。

保健医療学部棟に設置されている分館は、保健医療学部新棟建設に伴い令和6年9月に新棟看護学科棟1階に移転した。

現在図書館では、本館2名、分館2名、薬学部図書・資料室1名が専任職員として、さらに4名の特任職員の、計9名が図書館業務を担当しており、全員が司書資格を有している。

### 1.3. 管理運営

本学の大学全体としての管理運営は、学長、事務局長、総務部長、大学院研究科長および専攻長、各学部長および各学科長で構成される大学運営協議会によって行われ、その下に学部教授会が置かれ学部運営に当たっている。大学院においては、研究科委員会が当該大学院研究科の教育組織の管理運営に当たる。

本研究科では、高崎健康福祉大学大学院学則第58条に基づき、保健医療学研究科委員会を設置する。本研究科委員会は大学院教育の向上と適正化を期するため、以下の事項を審議する。

- 1) 大学院担当教員の選考に関する事項
- 2) 教育課程に関する事項
- 3) 大学院学則その他重要な規程に関する事項
- 4) 博士（前期・後期）課程修了の認定に関する事項
- 5) 学位に関する事項
- 6) 学生の入学・退学・転学・留学・休学・復学・再入学に関する事項
- 7) 学生の指導、懲罰および除籍に関する事項

- 8) 学長または研究科長が諮問した事項
- 9) その他研究科の運営に関する重要事項

本研究科委員会の構成員は、研究科長および大学院研究科担当の専任教員であり、必要に応じて学長、事務局長並びにその他必要な職員を加えることができる。開催は原則として毎月1回で、必要に応じて臨時研究科委員会も開催される。

さらに、研究科としての実務的な検討や種々の調整を担うため、数名の教授および准教授、講師からなる研究科教務部会、研究科入試・広報部会および研究科FD・自己点検部会を設ける。この部会は研究科委員会が諮問した事項の原案を作成し、最終的な審議は研究科委員会で行う。

## 14. 自己点検・評価

### (1) 目的

本学における自己点検・評価の目的は、本学の教育研究水準の向上を図り、本学の目的および社会的使命を達成することである。これらの目的を達成させるために、高崎健康福祉大学内部質保証に関する規程および高崎健康福祉大学自己点検・評価規則を定め、目的の達成および理念の実現のため、質の向上を図り、教育、学習、研究環境等が適切な水準にあることを大学院自らの責任で説明し証明していく。

### (2) 方針

上記目的を確実に達成するため、下記の3つの方針を掲げる。

- ① 自己点検・評価を自律的かつ継続的に実施し、本学の教育研究水準を明確化するとともに、本学における課題を的確に把握する。そして、自己点検・評価の結果を教育研究水準の向上に資する改善計画の策定に活用する。
- ② 自己点検・評価の方法を常に最適化し、本学の教育研究水準を適正に点検・評価することができるように取り組む。
- ③ 定期的に「自己点検・評価報告書」を作成・公表することにより、本学における自己点検・評価の透明性を確保する。さらに、7年に1回「公益財団法人大学基準協会」による認証評価を受審し、その結果も公表することにより、本学における自己点検・評価の適切性および客観性を担保する。

### (3) 実施体制

#### 1) 内部質保証会議

全学的な観点から自己点検・評価を自律的かつ継続的に行うために、自己点検・評価の管理組織体として本学内に「内部質保証会議」を置く。内部質保証の継続的かつ総合的な実施に関しては、内部質保証会議が責任主体となり、自己点検・評価に関する定期的な実務は、内部質保証会議内の学科別（研究科・専攻）ワーキンググループ、基準別ワーキンググループが担当する。またPDCAサイクルに関する実務については、大学院研究科・専攻、学部・学科・センター、学内の各種委員会等、および事務組織の各部署（部・課等）が担当する。さらに、自己点検・評価に関する外部検証を担保するため、自己点検・評価に関する外部評価委員会を置く。

#### 2) 大学運営協議会

内部質保証会議が提出した定期的な点検・評価結果および外部評価委員会の検証結果について審

議し、課題等に関する方針の策定、実施、点検および改善について必要な対策を提案指示する。大学運営協議会は、文部科学省、認証評価機関等からの指摘事項について、迅速かつ適切に対応する。

#### (4) 評価項目

大学基準協会の基準に準拠した以下の10項目について、点検・評価を行う。

- 基準① (理念・目的)
- 基準② (内部質保証)
- 基準③ (教育研究組織)
- 基準④ (教育・学習)
- 基準⑤ (学生の受け入れ)
- 基準⑥ (教員・教員組織)
- 基準⑦ (学生支援)
- 基準⑧ (教育研究等環境)
- 基準⑨ (社会連携・社会貢献)
- 基準⑩ (大学運営・財務)

#### (5) 実施方法

内部質保証会議は、自律的かつ継続的に1)自己点検・評価の実施状況を定期的に把握するとともに、自己点検・評価の要領・評価表を改善し、2)それに基づく自己点検・評価を各種委員会並びに事務局に行ってもらい、3)その結果を報告書として取りまとめる。

##### 1) 自己点検・評価状況の把握と自己点検・評価の要領・評価表の作成

最適な自己点検・評価を自律的かつ継続的に実施するため、内部質保証会議を隔月で開催し、自己点検・評価状況を把握するとともに、自己点検・評価の要領及び評価表の見直しを行う。内部質保証会議の議事内容は大学運営協議会に報告され確認を受けるとともに、議事録は教職員に公開し共有される。

##### 2) 自己点検・評価の実行

内部質保証会議は、学科別WGおよび基準別WGを通じて研究科・専攻、学部・学科、付置組織、事務組織それぞれに指定された基準について自己点検評価シートを用いた点検を依頼する。研究科・専攻、学部・学科(学科別WGが担当)と付置組織および事務組織から提出を受けた自己点検・評価シート、大学基準協会大学評価および本学独自の自己点検評価報告書の外部評価委員等からの指摘事項を踏まえ、本学組織が適切に運営されているか、指摘事項が確実に改善されているかを基準別WG(基準①～⑩)で点検を行い、その結果を内部質保証会議へ報告する。

各種委員会の自己点検活動は、各種委員会活動方針報告書を用いて当該年度の点検と次年度の活動方針を内部質保証会議へ報告することで行う。

##### 3) 報告書の作成と外部評価

まず「公益財団法人大学基準協会」による評価に合わせて7年に1回の間隔で「自己点検・評価報告書」を作成し、これをもって認証評価を受審する。またこの間、定期的(大学評価を受審した年度から数えて3年目、更に3年後、次の大学評価を受審する前年度)に「自己点検・評価報告書」を作成し、外部評価委員による評価を受ける。したがって7年間に4回の頻度で「自己点検評価報告書」を作成し外部評価者による評価を行っている。

## (6) 結果の公表と還元・活用

### 1) 評価結果の公表

本学で作成した自己点検・評価報告書は、大学基準協会と本学が依頼した外部評価者によってそれぞれ評価を受けることになる。これらの結果はホームページを通じて公表され、本学における自己点検・評価の透明性を確保する。

### 2) 評価結果の還元・活用

まず、学部・学科、研究科・専攻（学科別WGが担当）、附置組織、事務組織それぞれで自己点検評価シートを用いた点検を行い、改善すべき事項の抽出とその具体的対策について検討と対応が行われる。基準別WGでは各学科別WGや附置組織から提出された自己点検・評価シートをもとに点検、対応について確認を行う。これらの結果については内部質保証会議で基準別に審議を行い、その結果は大学運営協議会へ具申され、意見や指示を仰ぐ。また「自己点検・評価報告書」に対する外部評価者の指摘事項についても、基準別に内部質保証会議で検討と対応について審議し、大学運営協議会から意見や指示を仰ぐ。このような活動を通じて内部質保証に関するPDCAを循環させている。

## 15. 情報の公表

本学では、在学生、保証人（保護者）、卒業生、受験生、関係者に向け、大学ホームページ並びに『健大通信』の発行を通じて大学情報を積極的に公表している。また、大学ホームページには「公表情報」のページを設定し、ホームページ閲覧者が本学に関して知りたい情報に素早くアクセスできる環境整備に努めている。「公表情報」の掲載されている情報は以下のとおりである。

ア 大学の教育研究上の目的及び3つのポリシーに関すること

- ・トップページ>大学について>大学概要>教育方針  
<https://www.takasaki-u.ac.jp/guide/overview/educational>
- ・トップページ>大学について>公表情報>各学科、専攻の教育研究上の目的  
<https://www.takasaki-u.ac.jp/wp/wp-content/uploads/93fa8349181e1a48a8d8d09ade4acc6e.pdf>

イ 教育研究上の基本組織に関すること

- ・トップページ>大学について>大学概要>沿革・組織  
<https://www.takasaki-u.ac.jp/guide/overview/history>

ウ 教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位および業績に関すること

- ・教育研究実施組織、教員の数：トップページ>大学について>公表情報>専任教員数  
<https://www.takasaki-u.ac.jp/wp/wp-content/uploads/ce23b61f10d56e7d2ea07e446bddd1e8.pdf>
- ・各教員が有する学位及び業績に関すること：  
トップページ>大学について>公表情報>修学上の情報等>教員紹介  
(健康福祉学部医療情報学科)  
<https://www.takasaki-u.ac.jp/faculty/kenfuku/joho/teacher>  
(健康福祉学部社会福祉学科)  
<https://www.takasaki-u.ac.jp/faculty/kenfuku/fukushi/teacher>  
(健康福祉学部健康栄養学科)

<https://www.takasaki-u.ac.jp/faculty/kenfuku/eiyo/teacher>

(薬学部薬学科)

<https://www.takasaki-u.ac.jp/faculty/yakugaku/yaku/teacher>

(保健医療学部看護学科)

<https://www.takasaki-u.ac.jp/faculty/hoi/kango/teacher>

(保健医療学部理学療法学科)

<https://www.takasaki-u.ac.jp/faculty/hoi/rigaku/teacher>

(人間発達学部子ども教育学科)

<https://www.takasaki-u.ac.jp/faculty/ningen/kodomo/teacher>

(農学部生物生産学科)

<https://www.takasaki-u.ac.jp/faculty/nogaku/seibutsu/teacher>

(大学院健康福祉学研究科)

(医療福祉情報学専攻) <https://www.takasaki-u.ac.jp/faculty/graduate-kenfuku/joho>

(保健福祉学専攻) <https://www.takasaki-u.ac.jp/faculty/graduate-kenfuku/fukushi>

(食品栄養学専攻) <https://www.takasaki-u.ac.jp/faculty/graduate-kenfuku/eiyo>

(大学院薬学研究科)

(薬学専攻) <https://www.takasaki-u.ac.jp/faculty/graduate-yakugaku/yaku>

(大学院保健医療学研究科)

(看護学専攻) <https://www.takasaki-u.ac.jp/faculty/graduate-hoi/kango>

(理学療法学専攻) <https://www.takasaki-u.ac.jp/faculty/graduate-hoi/rigaku>

(大学院農学研究科)

(生物生産学専攻) <https://www.takasaki-u.ac.jp/faculty/graduate-nogaku/seibutsu>

エ 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学および就職等の状況に関すること

- ・ 入学者に関する受入れ方針：トップページ>入学者選抜案内>学部入試  
>入学者選抜実施概要>アドミッションポリシー

<https://www.takasaki-u.ac.jp/admission/p-admissions/outline/policy>

- ・ 入学者の数及び収容定員：トップページ>大学について>公表情報>その他情報等  
>入学定員、収容定員、入学者数

[https://www.takasaki-u.ac.jp/wp/wp-](https://www.takasaki-u.ac.jp/wp/wp-content/uploads/083b368c2d18abe5f73f89bb3b2ba62c.pdf)

[content/uploads/083b368c2d18abe5f73f89bb3b2ba62c.pdf](https://www.takasaki-u.ac.jp/wp/wp-content/uploads/083b368c2d18abe5f73f89bb3b2ba62c.pdf)

- ・ 在学する学生の数：トップページ>大学について>公表情報>その他情報等>学生数

<https://www.takasaki-u.ac.jp/guide/information>

- ・ 卒業又は修了した者の数：

トップページ>大学について>公表情報>その他情報等>卒業者数

<https://www.takasaki-u.ac.jp/guide/information>

- ・ 進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること：

トップページ>大学について>公表情報>その他情報等>卒業者数、就職データ

<https://www.takasaki-u.ac.jp/guide/information>

オ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること  
学科・研究科ごとに各年度のシラバスを公開している。

トップページ>大学について>シラバス

<https://www.takasaki-u.ac.jp/guide/syllabus>

カ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること  
学科・研究科ごとにサイトを設け、公表している。

トップページ>学部・大学院>(各)学部>(各)学科>教育方針(ディプロマ・ポリシー(DP))  
(健康福祉学部医療情報学科)

<https://www.takasaki-u.ac.jp/faculty/kenfuku/joho/concept>

(健康福祉学部社会福祉学科)

<https://www.takasaki-u.ac.jp/faculty/kenfuku/fukushi/concept>

(健康福祉学部健康栄養学科)

<https://www.takasaki-u.ac.jp/faculty/kenfuku/eiyo/concept>

(薬学部薬学科) <https://www.takasaki-u.ac.jp/faculty/yakugaku/yaku/concept>

(保健医療学部看護学科) <https://www.takasaki-u.ac.jp/faculty/hoi/kango/concept>

(保健医療学部理学療法学科) <https://www.takasaki-u.ac.jp/faculty/hoi/rigaku/concept>

(人間発達学部子ども教育学科)

<https://www.takasaki-u.ac.jp/faculty/ningen/kodomo/concept>

(農学部生物生産学科) <https://www.takasaki-u.ac.jp/faculty/nogaku/seibutsu/concept>

(大学院健康福祉学研究科)

(医療福祉情報学専攻) <https://www.takasaki-u.ac.jp/faculty/graduate-kenfuku/joho>

(保健福祉学専攻) <https://www.takasaki-u.ac.jp/faculty/graduate-kenfuku/fukushi>

(食品栄養学専攻) <https://www.takasaki-u.ac.jp/faculty/graduate-kenfuku/eiyo>

(大学院薬学研究科)

(薬学専攻) <https://www.takasaki-u.ac.jp/faculty/graduate-yakugaku/yaku>

(大学院保健医療学研究科)

(看護学専攻) <https://www.takasaki-u.ac.jp/faculty/graduate-hoi/kango>

(理学療法学専攻) <https://www.takasaki-u.ac.jp/faculty/graduate-hoi/rigaku>

(大学院農学研究科)

(生物生産学専攻) <https://www.takasaki-u.ac.jp/faculty/graduate-nogaku/seibutsu>

キ 校地・校舎等の施設および設備その他の学生の教育研究環境に関すること

トップページ>大学について>大学概要>キャンパス・施設

<https://www.takasaki-u.ac.jp/guide/overview/facility>

ク 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

トップページ>入学者選抜案内>学部入試>授業料について

<https://www.takasaki-u.ac.jp/admission/p-admissions/tuition>

ケ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

・修学：トップページ>入学者選抜案内>学部入試>奨学金・学生支援

<https://www.takasaki-u.ac.jp/admission/p-admissions/support>

・進路選択：トップページ>キャリア

<https://www.takasaki-u.ac.jp/career/>

・心身の健康等に係る支援：トップページ>キャンパスライフ>こころと体の健康

<https://www.takasaki-u.ac.jp/campuslife/kokoro>

コ その他(教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識および能力に関する情報、学則等各種規程、設置認可申請書、設置届出書、設置計画履行状況等報告書、自己点検・評価報告書、認証評価の結果等)

・学生が修得すべき知識および能力に関する情報

トップページ>大学について>公表情報>

<https://www.takasaki-u.ac.jp/wp/wp-content/uploads/91e1cf7ba2d7f9872a02728969e9f04d.pdf>

・学則：トップページ>大学について>公表情報  
(大学)

<https://www.takasaki-u.ac.jp/wp/wp-content/uploads/f775e5c62b6cf142c6284c720894c558.pdf>  
(大学院)

<https://www.takasaki-u.ac.jp/wp/wp-content/uploads/c0027d80fbfa785bd66025151e37de6f.pdf>

・その他規程：トップページ>大学について>公表情報  
(学位規程)

<https://www.takasaki-u.ac.jp/wp/wp-content/uploads/b381683b3f3256f6c5548258ca178354.pdf>  
(人材養成に係る目的)

(大学)

<https://www.takasaki-u.ac.jp/wp/wp-content/uploads/0eae932290ea95cc5653c065bb3685e0.pdf>  
(大学院)

<https://www.takasaki-u.ac.jp/wp/wp-content/uploads/1de746552248e9c757b23345229e01da.pdf>

・設置認可申請書、設置届出書、設置計画履行状況等報告書  
トップページ>大学について>公表情報

<https://www.takasaki-u.ac.jp/guide/information>

・自己点検・評価報告書、認証評価の結果

トップページ>大学について>大学評価・自己点検評価

<https://www.takasaki-u.ac.jp/guide/assessment>

また、高崎健康福祉大学機関リポジトリでは、大学院博士課程及び博士後期課程の学位審査合格者の学位論文全文をはじめ、『図書館報』や『大学紀要』大学紀要なども閲覧できるようにしている。

高崎健康福祉大学機関リポジトリ：

[https://takasaki-u.repo.nii.ac.jp/?page=1&size=20&sort=custom\\_sort&search\\_type=0&q=0](https://takasaki-u.repo.nii.ac.jp/?page=1&size=20&sort=custom_sort&search_type=0&q=0)

## 16. 教育内容等の改善を図るための組織的な取組

### (1) 研修講演会

本学では大学・大学院の教育研究理念の達成に向けて、教育の質的向上を図るために組織的にファカルティ・ディベロップメント（以下 FD）活動を行っている。この活動は教職協働で活動する学内委員会である FD・SD 委員会（令和 5 年度までは FD・自己点検委員会）が企画・運営しており、主に全学的な取組を行っている。なお、本学では FD 研修講演会に職員も参加し、スタッフ・ディベロップメント（以下 SD）活動の一環としても位置づけている。近年の全学を対象とした取組は以下のとおりで、いずれも原則的に全教員・全職員が参加している（後日の動画受講を含む）。また、平成 29 年度からは大学院教員を対象とした FD 研修会も実施し、主に研究活動の向上に向けた取組を行っている。

#### <全学FD研修会>

- i. 平成 27 年 3 月 12 日 「学生と創り、発信する大学の實力」 読売新聞「大学の實力」編集者 松本美奈氏を講師としてお迎えし、学生が主体的に学ぶ活気に満ちた大学と、そうでない大学の違いや、大学を取り巻く課題について考える機会を持った。
- ii. 平成 27 年 3 月 17 日 「ボランティア活動が生み出す教育効果とキャリア形成」 本学において活発な活動を行っている「ボランティア活動」について、学生の活動実践報告を受け、学内の教員と学生でパネルディスカッションを行った。学生参画型の FD として実施し、参加者からも高い評価を得た。
- iii. 平成 27 年 6 月 30 日 「ハラスメントのない大学づくり」 特定非営利活動法人アカデミック・ハラスメントをなくすネットワーク代表の御輿久美子氏を講師としてお迎えし、大学におけるハラスメントはどのようなものが想定されるか、予防のためにとる対応など講演いただいた。
- iv. 平成 27 年 12 月 10 日 「障害者差別解消法の理解と大学の取り組みについて」 群馬大学教育学部 障害児教育講座准教授 霜田 浩信氏を講師としてお迎えし、平成 28 年 4 月より施行となる「障害者差別解消法」の概要ならびに大学としての体制について講演いただいた。この講演後、学内に「障がい学生支援委員会」を発足し、障害者差別解消法に則した対応を取っている。
- v. 平成 28 年 4 月 1 日 「ドラッグフリー社会の構築を目指して」 前文部科学副大臣・参議院議員であり、薬学博士でもある藤井基之氏を講師としてお迎えし、薬物乱用に関する講演をいただいた。本学には薬学部もあり、所属する教職員にとっても改めて知識を得る良い機会となった。
- vi. 平成 28 年 12 月 9 日 「学習者が本当の幸せをつかむための教育コーチング～Sage on the Stage から Guide on the Side へのシフト～」 一般社団法人 JYDA 日本青少年育成協会主席研究員の小山英樹氏を講師としてお迎えし、主体的に学ぶ学生・生徒・園児を育む教育者の在り方について考える機会を得た。「教える」「指導する」という立場に凝り固まることが、学習者の様々な機会を奪っていること、また、学習者がどうしたいのか、考える機会を与えることが大切であり、そのための手法を学ぶ良い機会となった。
- vii. 平成 29 年 6 月 30 日 「学習者が本当の幸せをつかむための教育コーチング 2ー学生の意欲と能力を引き出すベーシックスキルー」 前年 12 月の FD 研修講演会が大変好評であったことから、第 2 弾として同じく一般社団法人 JYDA 日本青少年育成協会主席研究員の小山英樹氏を講師としてお迎えし、主体的に学ぶ学生を育む教育者の在り方について考える機会を得た。前回よりスキルに特化した内容であり、参加者の満足度も大変高かった。
- viii. 平成 30 年 6 月 29 日 「防災講座」 危機管理委員会、ボランティア・市民活動支援センター運営委員会、FD・自己点検委員会の 3 委員会共催で、平成 30 年度第 1 回 FD 研修講演会として日本防災士会群馬県支部副支部長、高崎市の市民公益活動団体わんだふるの代表でもあり、本学看護学科の非常勤講師でもある赤羽潤子氏を講師に招き「防災講座」を行った。群馬県は災害に強いと思われがちだが、いつ大規模な災害が起きるかわからない状態であるため、備えておくべきことは準備したほうがよいと力説された。また、防災士として経験されているからこそその大切な知恵を授かっ

た。

- ix. 平成 30 年 12 月 10 日「大学生の発達障害について」障がい学生支援委員会、FD・自己点検委員会の共催で、平成 30 年度第 2 回 FD 研修講演会として「大学生の発達障害について」を実施した。講師は発達障害を中心とした児童思春期精神医療を専門としている、国立重度知的障害者総合施設 のぞみの園 診療部長 成田秀幸氏にお願いした。講演後、活発な質疑もあり、大学生の発達障害について知る貴重な機会となった。
- x. 令和元年 6 月 28 日「地域社会へ貢献している本学の取り組み事例」本学と地域との取り組みについて理解を深めるために、本学の 3 名の教員からそれぞれが実施している事例が紹介された。地域社会との連携強化を通じて様々な貢献を行うことは本学の「強み」として充実させるべき分野であることを知る良い機会となった。
- xi. 令和元年 12 月 10 日「大学ハラスメントをめぐるリスク&クライシス・コミュニケーション」有限会社エンカツ取締役社長の宇於崎裕美氏を講師にお招きして、種々のハラスメント事案とその防止のためのリスク・クライシスコミュニケーションについてお話しいただいた。ハラスメント事案に関する漠然とした認識をあらため、いつでも身近に起こりうるリスクであることを具体的に知ることができた。
- xii. 令和 2 年 3 月 5 日「ベストティーチャー賞受賞教員による授業スタイル紹介」令和元年度のベストティーチャー賞受賞者 3 名による授業スタイル、学生対応などを紹介し、質疑応答を行った。学生から高い評価を得ている教員による、授業の準備で気をつけている点、学生に対する姿勢など学びと気づきの多い研修会となった。
- xiii. 令和 2 年 9 月～10 月「令和 2 年度前期オンライン授業の振り返り」コロナ禍において、新たに始まったオンライン授業や、計画的に授業参加学年を変更して実施している実験や学内実習についての振り返りなどを学科別に行った。
- xiv. 令和 3 年 12 月 10 日～17 日「ニューノーマル時代のビジネスマナー」SD 研修合同でエフエム群馬アナウンスセミナー講師 清水由美氏による動画配信で実施。コロナ禍で一気に広まったオンラインを通じての人とのつながりについて、会議、就職活動、授業といったいろんなシーンで気を付けるべき点、新たな時代のビジネスマナーについて学ぶ機会を得た。
- xv. 令和 4 年 9 月 1 日「健大の未来を描くために」令和 4 年度より学長に就任した石田朋靖学長より、本学のこれからについて教育面、研究面における課題や期待について講演を行った。
- xvi. 令和 5 年 9 月 13 日「FD の日」として半日全教員を対象とした研修を実施。初年度となる令和 5 年度は「ティーチングポートフォリオについて」動画による説明と作成に関するポイントを確認後、学科内でディスカッションを行い、その後学科混在のグループディスカッションを行った。各学科の考え方などの違い、学科を超えた教員によるディスカッションを通じて教員間の新たなネットワーク構築が期待できる、良い機会となった。
- xvii. 令和 6 年 9 月 14 日「FD の日」として半日全教員を対象とした研修を実施。2 年目となる令和

6年度は「健大のブランド力向上について」。令和4年度に実施した「健大の未来を描くために」として石田朋靖学長からの講演について、当時学科で議論したこれからの諸活動を基に、学科を超えてグループディスカッションを実施。今回も学科を超えた議論による、新たな気づきや共感を得たなど、参加者から大変好評であった。

#### <大学院 FD 研修会>

- i. 平成 29 年 9 月 7 日 「科学研究費助成事業申請に関する説明会」 群馬県の他大学状況や本学の科研費申請状況、採択状況について説明、その後学内の採択経験者より科研費の申請や採択された後の状況など詳細に説明をいただいた。事例紹介者：竹内裕之教授、下川哲昭教授 事例紹介後、参加者からは多くの質問や意見が寄せられた。
- ii. 平成 30 年 9 月 6 日 「大学院 FD 科研費獲得に向けて（科学研究費助成事業申請に関する説明会）」 群馬県の他大学状況や本学の科研費申請状況、採択状況について説明、その後学内の採択経験者より科研費の申請や採択された後の状況など詳細に説明をいただいた。事例紹介者：村田美和助教、永井俊匡准教授、福地守准教授 事例紹介後、参加者からは多くの質問や意見が寄せられた。
- iii. 令和元年 9 月 5 日「大学院 FD 科研費獲得に向けて（科学研究費助成事業申請に関する説明会）」 群馬県の他大学状況や本学の科研費申請状況、採択状況について説明、その後学内の採択経験者より科研費の申請や採択された後の状況など詳細に説明をいただいた。事例紹介者：綾部園子教授、神田清子教授、廣瀬竜郎教授 事例紹介後、参加者からは多くの質問や意見が寄せられた。
- iv. 令和 3 年 9 月 15 日「教学マネジメントと教育・学修成果の可視化—ブランドデザイン答申は何を求めているのか—」石田朋靖副学長（当時）による、ブランドデザイン答申を踏まえたこれからの高等教育について、学部教育、大学院教育を検討する良い機会となった。（主に保健医療学研究科、保健医療学部教員を対象として実施）
- v. 令和 4 年 10 月 6 日「入学定員超過率に関する意見交換について」主に健康福祉学研究科を中心として、大学院の入学定員超過率を確認する機会となった。研究科によっては入学者が入学定員に満たない状況が続いており、現在の研究科・専攻の強みや進学についてのメリットなど、学部学生や社会人に対し、これまで以上にわかりやすく発信する必要があるとの気づきを得られた。
- vi. 令和 5 年 2 月 2 日「科学研究費の取得状況と令和 5 年度応募申請について」主に健康福祉学研究科を中心として、科学研究費の取得状況を確認し、若手教員にとって申請に関して理解する機会となった。
- vii. 令和 6 年 3 月 14 日「博士学位論文審査のプロセスについて」主に農学研究科を中心として、大学院教務担当教員による説明とディスカッションを行った。完成年度を迎える農学研究科内の教員に対し、学位論文審査と学位授与について理解を深めることを目指し実施した。

#### <SD 研修会>

前述の通り、FD・SD委員会（旧FD・自己点検委員会）で企画しているFD研修講演会はスタッフ・ディベロップメント（SD）活動としても位置づけ、職員も参加している。SD研修会は、全教職員を対

象としている。近年はコロナ禍の影響もあり、対面式の研修会だけでなく、SD 研修独自の動画視聴研修等も実施している。

- i. 令和元年12月10日「大学ハラスメントをめぐるリスク&クライシス・コミュニケーション」 有限会社エンカツ取締役社長の宇於崎裕美氏を講師にお招きして、種々のハラスメント事案とその防止のためのリスク・クライシスコミュニケーションについてお話しいただいた。ハラスメント事案に関する漠然とした認識をあらため、いつでも身近に起こりうるリスクであることを具体的に知ることができた。(再掲)
- ii. 令和3年12月10日～17日「ニューノーマル時代のビジネスマナー」 SD研修合同でエフエム群馬アナウンスセミナー講師 清水由美氏による動画配信で実施。コロナ禍で一気に広まったオンラインを通じての人とのつながりについて、会議、就職活動、授業といったいろんなシーンで気を付けるべき点、新たな時代のビジネスマナーについて学ぶ機会を得た。(再掲)
- iii. 令和4年9月1日「健大の未来を描くために」令和4年度より学長に就任した石田朋靖学長より、本学のこれからについて教育面、研究面における課題や期待について講演を行った。(再掲)
- iv. 令和5年8月7日「ChatGPTの使い方講義」生成AI「ChatGPT」が令和4年11月に日本語でリリースされ、教育現場でもその利活用について危険視する意見と、積極的に利用する意見が混在していた。そこで、本学健康福祉学部医療情報学科長の長澤教授が ChatGPT の利用法について動画を作成し、動画視聴によるSD研修として実施した。講師：健康福祉学部医療情報学科長 長澤亨教授
- v. 令和5年12月10日「障がい学生支援について」令和6年4月より障害者差別解消法により、合理的配慮について私立大学でも努力義務から義務化されることになっており、改めて障がい学生支援の流れ、障がいの社会モデル、合理的配慮のポイントを中心とした講演を対面聴講した。講師：人間発達学部子ども教育学科 五十嵐一徳 准教授

上記の全体の研修講演会以外にも、研究科独自の大学院FD活動として専門性に関連した講師を招いての講演会や、学部・学科単位でもFD活動をFD・SD委員を中心に行っており、教員による相互授業参観や、専門知識を得て教育の質向上を目指す研修、グループワークなどを毎年実施している。

SD活動においても、特定のテーマを設けた有志による勉強会を適宜実施するほか、大学間包括協定を結んでいる高崎商科大学との合同SD研修会を実施している。

#### <保健医療学研究科FD研修会>

保健医療学研究科では毎年2回のFD研修会を実施しており、「外部資金獲得」、「研究倫理」、「研究法」を主なテーマにしている。【資料14】

研修会後には、実施内容について出席者からの意見等を聴取し、FD・自己点検部会にて振り返りを行い、次回研修会に向けて課題を明確にするとともに、より発展的な研修会となるよう取り組んでいる。

## (2) 「研究倫理」及び「遺伝子組換え実験・動物実験」に関する研修会

本学においては教員・大学院生の研究に人を対象とした課題が多いため「高崎健康福祉大学研究倫

理委員会規程」【資料 10】に則って毎年 1 回必ず研究倫理に関する研修会を実施し、該当する研究課題を実施する者は全員が参加している。また、遺伝子組換え実験及び動物実験についても同様に学内研修会を毎年実施しており、該当者は必ず受講している。

### **(3) 授業の学生評価**

学生委員会と協同して毎学期末に学生に対して受講した授業の評価を、LMS を通じて学生へ依頼している。授業評価は 27 項目であり、教員は担当授業の各項目の得点とともに本学の平均得点を確認することができ、担当授業のどのような要素が優れ、また、どのような要素に課題を抱えているのかを把握することができる。これにより自律的に授業の質改善に取り組むことができる。教員は担当授業の評価に対する考察および改善策を LMS 上で回答し、それらは授業毎に公開している。

### **(4) 授業相互参観**

保健医療学部・保健医療学研究科においては、原則としてすべての授業を全教員に対して公開とし、教員はお互いの授業を参観することができる。参観した教員は、その授業に関する課題を発見し、それを改善する方策を提言することで、参観から得た気づきを自らの授業に反映させたりしている。参観した教員は FD・SD 委員会が定める書式に従って記録・報告し、FD・SD 委員会は授業参観状況を取りまとめている。

### **(5) 研究発表会**

保健医療学部・保健医療学研究科においては、学部・研究科としての研究水準を向上させるとともに、他の教員の専門性を理解し、共同研究を促進させることを目的に FD 活動の一環として研究発表会を行っている。

高崎健康福祉大学大学院  
保健医療学研究科 理学療法学専攻

設置の趣旨等を記載した書類

---

資 料 目 次

資料 1	大学基準協会 高崎健康福祉大学に対する大学評価結果	2
資料 2	地元自治体、医学会および関連学会からの要請	3
資料 3	理学療法学領域の大学院進学に関する調査結果	7
資料 4	3つのポリシーの整合性	1 5
資料 5	養成する人材像とディプロマポリシーおよび各科目との関連	1 6
資料 6	履修モデル	1 9
資料 7	高崎健康福祉大学研究倫理規程	2 0
資料 8	高崎健康福祉大学における公正な研究活動及び適正な資金執行規程	2 4
資料 9	高崎健康福祉大学研究活動等における不正に対する措置に関する内規	3 3
資料 1 0	高崎健康福祉大学研究倫理委員会規程	4 0
資料 1 1	保健医療学部、博士前期課程、博士後期課程との関係図	4 3
資料 1 2	学校法人高崎健康福祉大学定年規程	4 4
資料 1 3	大学院生室平面図	4 6
資料 1 4	保健医療学研究科 F D 研修会開催実績	4 7
資料 1 5	保健医療学研究科理学療法学専攻博士後期課程時間割案	4 8

## 大学基準協会 高崎健康福祉大学に対する大学評価（認証評価）結果

### 高崎健康福祉大学に対する大学評価（認証評価）結果（委員会案）

関連箇所のみ抜粋)

#### I 判定

2023 年度大学評価の結果、高崎健康福祉大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。認定の期間は、2024 年 4 月 1 日から 2031 年 3 月 31 日までとする。

#### II 総評

高崎健康福祉大学は、「自利利他」を建学の精神とし、さらに、人間尊重と人間理解を基調として、「人類の福祉と健康に貢献する」ことを建学の理念に掲げ、「人々の健康と福祉および社会の発展に貢献する有為な人材を育成するために広く豊かな教養と各学科の専門知識・技術を深く教授し、併せて快適な人間生活の方策を攻究する」ことを目的に定めている。これらの理念・目的の達成及び大学運営や教育研究活動の充実に向けて、2020 年度から 6 年間の中期計画を策定し、大学のブランド力の向上、少子化が進む社会での持続性、教育の質的転換、質保証、財政基盤の確立の 5 つの戦略を柱としている。例えば、教育の質的転換において、「学習支援体制の強化と教育の質的転換」を掲げ、少人数による学習支援の体制強化、ルーブリック等を用いた学習成果の測定するなど、具体的な戦略・施策を明示した中期計画に沿って教育研究活動の充実に向けて取り組んでいる。

内部質保証については、2022 年に「高崎健康福祉大学内部質保証に関する規程」を改定し、これによって「大学運営協議会」を内部質保証の推進主体と位置づけ、各学部・研究科等が実施する点検・評価の企画・実施を担う「FD・自己点検委員会」からの報告を受けて、改善を指示することで大学全体の PDCA サイクルを機能させる仕組みを構築している。具体的には、2022 年度に各学部・研究科で実施した点検・評価の結果を「FD・自己点検委員会」がとりまとめ、それを受けて「大学運営協議会」にて課題と改善策を文書にして 2023 年度に各学部・研究科に通知するに至っており、内部質保証システムは機能し始めているといえる。なお、各学部・研究科では同文書を受けて、改善に取り組んでいるところであるため、今後は「大学運営協議会」にて各学部・研究科の改善活動の進捗を確認し、内部質保証システムを十全に機能させ、教育の充実及び学生の学習成果の向上につなげることを期待したい。

医第 30143-4号

令和6年11月8日

学校法人高崎健康福祉大学

理事長 須藤 賢一 様

群馬県知事 山本 一太  
( 医 務 課 )



高崎健康福祉大学大学院保健医療学研究科理学療法学専攻  
博士後期課程の設置に関する意見書

現在、我が国では、急速な少子高齢化に伴う疾病構造の多様化、医療技術の進歩、国民の医療に対する意識の変化など、医療を取り巻く環境が大きく変化しており、患者それぞれの状態に見合った適切な医療・介護・福祉サービスを効率的に提供できる体制を構築することが喫緊の課題となっている。

こうした中、群馬県では、令和2年12月に「新・群馬県総合計画（ビジョン）」（2021年～2040年）を策定し、誰一人取り残さない、必要な医療・介護・福祉サービスが持続的に切れ目なく提供される体制の構築に向けた取組を重点的に推進している。

さらに、令和6年度に策定した第9次群馬県保健医療計画において、医師、看護師その他の医療従事者の確保と資質の向上に取り組んでいるところである。

今後、より実効性の高い地域包括ケアシステムを構築していくため、高度な実践力を備えた理学療法士を始めとするリハビリテーション専門職の確保・養成が求められる一方で、現在、本県において、理学療法士の大学院教育（博士課程）を行っているのは、群馬大学と群馬パース大学のみである。

高崎健康福祉大学では、平成22年度の保健医療学部理学療法学科開設から、これまで約450名の理学療法士を養成してきた。平成30年度には同大学大学院保健医療学研究科に理学療法学専攻修士課程を開設したところであり、今後、同専攻に博士課程を設け、大学院教育の一層の充実を図ることは、本県の地域リハビリテーション支援体制の整備推進に資するものと大いに期待できるものである。

令和6年11月1日

学校法人高崎健康福祉大学  
理事長 須藤 賢一 様  
学長 石田 朋靖 様

群馬県医師会 会長 須藤 英仁



高崎健康福祉大学大学院保健医療学研究科理学療法学専攻  
博士課程の設置に関する意見書

平成26年に医療介護総合確保推進法が制定され、地域包括ケアシステムの構築が始まりました。国では地域医療構想に関しても活発な議論が進められており、厚生労働省が開催する地域医療構想等に関する検討会では日本医師会も参加して本年8月には第7回の会議が実施され、入院医療、外来医療・在宅医療、介護と連携した医療提供体制が目標とされ、入院早期からのリハビリの適切な提供による生活の場への早期復帰が促されています。

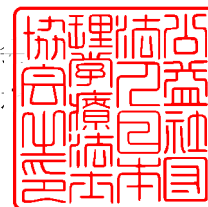
群馬県ではこのような国の動きを受けて、効率的で質の高い医療提供体制や地域包括ケアシステムの構築に向けて、令和6～11年度、第9次群馬県保健医療計画が策定され、「リハビリテーション等の専門性を有する医師や看護師、その他の医療従事者の確保」、「保健医療従事者の質の向上」、「新任者や現任者の養成や資質の向上」を推進しています。群馬県医師会では、地域社会の要請に応えたりハビリテーション専門病院として「群馬リハビリテーション病院」を運営し、すでに60年の歴史と実績を有しています。180床を超える病床数に対して、多職種での思いやりを持った連携体制の下、質の高いリハビリテーションを提供しています。リハビリテーション提供の中心となる理学療法士は現在、57名を有し、群馬県内でも最も質の高い理学療法の一つを実施するとともに、公益社団法人の義務として質の高い理学療法士の育成にも力を入れており、新しい知識、技術を導入して常に最良のリハビリテーションの向上に努めていることが実感されます。高崎健康福祉大学の保健医療学研究科理学療法学専攻とは、学部生教育や共同研究を通じて技術向上や人材育成に着実に成果をあげ、その結果を患者さんのリハビリテーションに生かしております。

群馬県で理学療法士の大学院博士課程の教育を行っているのは群馬大学とパース大学のみで年間で養成される修了者は数名のみとお聞きしています。理学療法の質的向上と、上質の人材育成のためには研究能力を有し博士号を持つ理学療法士の育成が課題と言えます。平成30年以降大学院修士課程で19名（約4名/年）の理学療法学修士を輩出し、高い研究実績を持つ同大学の博士課程の開設に大きな期待を持つところです。

日理協 24 第 303 号  
2024 年 9 月 20 日

高崎健康福祉大学  
理事長 須藤 賢一 様  
学長 石田 朋靖 様

公益社団法人 日本理学療法士協会  
会長 斉藤 秀 様



### 理学療法士教育における大学院博士後期課程の設置について（要望）

わが国における理学療法士養成教育は、1960年代後半から専門学校にて行われ、この時期に日本学術会議から政府に対し、理学療法士教育を大学4年制とし大学院を附置すべきとの意見書が提出された。その後、1979年から金沢大学へ短期大学部が加わり、1992年には広島大学に初めての4年制大学が設立された。現在、群馬県内において理学療法士教育を担う4年制大学は4校あるが、専門性の高い理学療法士に特化した博士課程の養成施設は設置されていない。

理学療法士養成教育が高学歴化した背景には、リハビリテーション医療の急速な高度化、多様化に対応できる豊かな知識、研究心と応用力を持った人材育成の必要性があったものと考えられる。そして、このような高い教育を受けた理学療法士の並々ならぬ努力や研究が、理学療法の発展に大きく貢献してきた。

今後ますます発展し高度化していくと予想されるリハビリテーション医療に幅広く対応するには、さらに高い専門知識と実践力を兼ね備えた理学療法士の確保が必要不可欠である。そのためには現在の4年制大学の教育に加えて、大学院修士課程、博士課程において高度な学術的基盤を修得し、豊かな人間性と次世代を担うことができる研究能力を備えた将来の教育者、研究者、指導者を育成していかなければならない。

しかしながら、前述のとおり、群馬県内において現在、理学療法学に特化した大学院博士後期課程を設置している理学療法士養成4年制大学はなく、向学心を持った社会人の入学者、入学希望者が年々増加している傾向を考えると、保険・医療・福祉分野における専門性の高い理学療法士教育を行う大学院について、私立大学にその設置を特に期待しているところである。そして、本会としては、修士あるいは博士の学位を持つ現理学療法士が数多く輩出され、将来の理学療法を先導し、国民保健への役割を果たせる環境を創出しなければならないと考えている。

よって、貴学に大学院博士後期課程を設置することを強く要望するものである。

以上

群理協-R6-240  
2024年11月26日

高崎健康福祉大学  
理事長 須藤賢一 様  
学長 石田朋靖 様

一般社団法人 群馬県理学療法士協会  
会長 渡辺真樹



理学療法士教育における大学院博士後期課程設置の要望について

謹啓、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび貴学におかれましては、理学療法士を対象とした高度専門職、研究者及び教育者を養成するため、令和8年度に大学院博士後期課程を設置する意向とお聞きしました。保健・医療・福祉分野での人材養成の実績を有する貴学が新たに大学院博士後期課程を設置することは、リハビリテーションの重要性がますます社会情勢の中で非常に有意義であると考えます。特に、理学療法学に特化した博士後期課程の教育は県内初めてであり、より専門性の高い理学療法士が地域医療、研究、教育の質を向上させることに大いに期待するところであります。

理学療法士は、病院を中心に地域や介護する家族への指導の他、最近では予防医学に対しての助言など幅広い業務を行っております。また、学童児に対する保健指導やスポーツ分野でのメディカルサポートなど高度な技術も求められます。よって本会は、理学療法学をリードし、その発展に寄与する貴学大学院博士後期課程（博士（理学療法学））の設置を、強く要望いたします。

謹白

## 理学療法学領域の大学院進学に関する調査結果

### 理学療法学領域の大学院進学に関する調査

#### I. 対象

1. 高崎健康福祉大学保健医療学部理学療法学総合臨床実習Ⅰ臨床実習施設に所属の理学療法士
2. 高崎健康福祉大学保健医療学部理学療法学を卒業した者
3. 高崎健康福祉大学大学院保健医療学研究科理学療法学専攻を終了した者

#### II. 方法

1. 方式 Google form を用いたウェブアンケート
2. 調査期間：令和6年9月1日から10月4日（第1回調査）  
：令和7年6月2日から6月7日（追加調査）
3. 内容
  - 1) クションⅠ：アンケート概要の説明
  - 2) セクションⅡ：基本属性
  - 3) セクションⅢ：群馬県内の「理学療法を専門とする」大学院に対するニーズと最終学歴
  - 4) セクションⅣ：(大学院修士課程未修了者)：修士課程への認識および進学希望
  - 5) セクションⅤ：(大学院修士課程未修了者)：博士課程への認識および進学希望
  - 6) セクションⅥ：(大学院修士課程修了かつ博士課程未修了者)：博士課程への認識および進学希望
  - 7) セクションⅦ：(大学院博士課程修了者)：博士課程への認識
  - 8) セクションⅧ：高崎健康福祉大学大学院への認識

#### III. 結果

1. 回答数：113件（ウェブアンケートのため回答率の算出は不可能）
2. 基本属性

回答者は35歳以下が約77%を占めた(表1)。理学療法士養成校の卒業年度から算出した理学療法士の経験年数は平均8.5±7.2年だった。居住地および勤務先所在地は群馬県内と近隣県が約80%だった(表2,3)。約95%がフルタイムの理学療法士として勤務しており、9.7%（11名）が理学療法またはリハビリテーション部門の責任者だった。最終学歴は準学士または学士が約77%を占めており、修士課程修了者は約20%だった。

表 1)年齢の構成,%(人数)

	25歳以下	26～30歳	31～35歳	36～40歳	41～50歳	51～60歳	61歳以上
% (人数)	23.9(27)	36.3(41)	17.7(20)	10.6(12)	8.8(10)	2.7(3)	0.0(0)

表 2)居住地の構成

	群馬県内	埼玉県・栃木県内	上記以外
% (人数)	61.9(70)	18.6(21)	19.5(22)

表 3)勤務先所在地の構成,%(人数)

	群馬県内	埼玉県・栃木県内	上記以外
% (人数)	63.7(72)	17.7(20)	18.6(21)

表 4)勤務形態,%(人数)

	フルタイムの理学療法士として勤務	パートタイムの理学療法士として勤務	理学療法士として働いていない
% (人数)	94.7(107)	3.5(4)	1.8(2)

表 5) 最終学歴(n=113) ,%(人数)

	専門学校卒業 (準学士)	大学学部卒業 (学士)	博士前期課程または修士課程 修了 (修士)	博士後期課程または博士課程 修了 (博士)
% (人数)	18.6(21)	58.4(66)	20.4(23)	2.7(3)

### 3.群馬県内の「理学療法を専門とする」大学院に対するニーズと最終学歴

理学療法を専門とする大学院の必要度は、「非常に必要だと思う」または「やや必要だと思う」と回答した者は修士課程・博士課程ともに約90%だった(表6,7)。当学修士課程の理学療法への貢献度は、「大きく貢献している」または「ある程度貢献している」と回答した者は約78%だった(表8)。

表 6) 群馬県内に理学療法を専門とする大学院「修士課程」がどの程度必要か(n=113) ,%(人数)

	非常に必要だと思う	やや必要だと思う	あまり必要ないと思う	まったく必要ないと思う
% (人数)	28.3(32)	61.9(70)	8.8(10)	0.9(1)

表 7) 群馬県内に理学療法を専門とする大学院「博士課程」がどの程度必要か(n=113),%(人数)

	非常に必要だと思う	やや必要だと思う	あまり必要ないと思う	まったく必要ないと思う
%(人数)	27.4(31)	62.8(71)	8.8(10)	0.9(1)

表 8) 高崎健康福祉大学大学院修士課程の理学療法学教育への貢献度(n=113),%(人数)

	大きく貢献している	ある程度貢献している	あまり貢献していない	まったく貢献していない
%(人数)	16.8(19)	61.1(69)	10.6(12)	1.8(2)

#### 4.大学院博士課程進学の重要度、群馬県内の定員充足度、当学博士課程への期待度および入学希望

キャリアアップにとって大学院博士課程への進学は、「とても重要」または「ある程度重要」と回答した者が全体で約 74%おり、その割合は修士修了者および博士修了者で高い傾向を示した(表 9)。

表 9) キャリアアップにとって大学院博士課程への進学の重要度,%(人数)

	とても重要	ある程度重要	それほど重要ではない	まったく重要ではない
全体(n=113)	14.2(16)	60.2(68)	19.5(22)	6.2(7)
準学士または 学士(n=87)	12.6(11)	60.9(53)	20.7(18)	5.7(5)
修士(n=23)	21.7(5)	56.5(13)	13.0(3)	8.7(2)
博士(n=3)	0.0(0)	66.7(2)	33.3(1)	0.0(0)

群馬県内大学院博士課程の入学定員の充足度については「わからない」と回答した者が全体で約 59%おり、「全く足りない」または「不足している」と回答した者が約 27.7%、「足りている」と回答した者が 23%であった。「全く足りない」または「不足している」者は修士課程修了者で高い傾向を示した(表 10)。

表 10) 群馬県内の大学院博士課程の入学定員の充足度,%(人数)

	全く足りない	不足している	足りている	わからない
全体(n=113)	1.8(2)	15.9(18)	23.0(26)	59.3(67)
準学士または 学士(n=87)	1.1(1)	13.8(12)	18.4(16)	66.7(58)
修士(n=23)	4.3(1)	21.7(5)	34.8(8)	39.1(9)
博士(n=3)	0(0)	33.3(1)	66.7(2)	0(0)

本学博士課程に対する期待度は、「大いに期待している」または「期待している」と回答した者が約 85% あり、高い期待度がうかがえる。(表 11)

表 11) 高崎健康福祉大学 大学院博士課程設置への期待度 (n=113) ,%(人数)

	大いに期待している	期待している	さほど期待していない	まったく期待していない
%(人数)	18.6(21)	66.4(75)	12.4(14)	2.7(3)

本学博士課程への入学希望者については、「ぜひ入学したい」または「入学を検討している」と回答した者が全体の約 13%であり、実数にして 14 名であった。「ぜひ入学したい」または「入学を検討している」と回答した者は特に修士課程を当学で修了している場合には約 46%に達しており、当学で修士課程を修了した者で特に、博士課程への高い関心がうかがえる (表 12)。

表 12) 高崎健康福祉大学 大学院博士課程への入学希望 (博士修了者を除く) ,%(人数)

	ぜひ入学したい	入学を検討している	入学する可能性は低い	入学しない
全体(n=110)	2.7(3)	10.0(11)	45.5(50)	41.8(46)
準学士または 学士(n=87)*	2.3(2)	5.7(5)	43.7(38)	48.3(42)
修士(n=23)	4.3(1)	26.1(6)	52.2(12)	17.4(4)

\*最終学歴が準学士または学士の者は、博士後期課程出願には修士号の取得が必要となるため、現時点では参考値となる。

表 13) 高崎健康福祉大学 大学院博士課程への入学希望者の修士課程修了大学院別集計,%(人数)

	ぜひ入学したい	入学を検討している	入学する可能性は低い	入学しない
修士課程を本 学 で 修 了 (n=11)	9.1(1)	36.4(4)	27.3(3)	27.3(3)
修士課程を他 学 で 修 了 (n=12)	0.0(0)	16.7(2)	75.0(9)	8.3(1)

高崎健康福祉大学大学院にどのようなことを期待しますか？ (自由回答)

①理学療法部門またはリハビリテーション部門責任者のコメント

- 博士育成と共にポストクが活躍出来る場所や役割の創設をお願いします。
- 群馬の大学院は群大一択のようなイメージがあった。良くも悪くもひろい範囲の分野を群大では受け入れてくれていたが、より特化するという点と受講生の選択肢が増えるという点では大学院が増えることは良いことであり、期待したい。

②理学療法部門またはリハビリテーション部門責任者以外のコメント

- 働きながらでも通いやすい環境
- 臨床的な研究を進めて、現場のリハビリ介入に具体的な寄与ができる研究を期待しています。
- 国際的なネットワーク、海外大学との連携

ほかにご意見やご質問があればご記入ください（自由回答）

①理学療法部門またはリハビリテーション部門責任者のコメント

- 群馬大学さんがあるので、大学院はなくても良いと思います。
- 先日の理学療法群馬の巻頭言で竹内教授が記載されていた通り、理学療法士協会での専門的な分科会が増え、一方で世の中の的には高齢者が増えてジェネラリストが求められている。しかし、専門領域が増えすぎてしまい、ジェネラリストを目指すにはどのように学べば良いか難しい現状にあると感じている。そのような中で「リハビリ」ではなく「理学療法」と銘打って学を深めてくださること、大いに期待したいと考える。大学院に求めることではないかもしれないが、各分野の追求のみならず各分野横断的（ジェネラリスト養成）な視点での教育もあると良いと感じている。つらつらと記載してしまい失礼しました。今後の発展を祈念しています。

②理学療法部門またはリハビリテーション部門責任者以外のコメント

- 博士課程開設予定時期について知りたい。

高崎健康福祉大学大学院で魅力（強み）だと感じる点

表 14)高崎健康福祉大学大学院の強みに関する認識の入学希望別集計

	ぜひ入学したい (n=3)	入学を検討してい る (n=11)	進学する可能性は 低い (n=50)	入 学 し な い (n=46)
教員の指導力	3 (100.0%)	5 (45.5%)	30 (60.0%)	26 (56.5%)
教員の専門性の高 さ	3 (100.0%)	3 (27.3%)	34 (68.0%)	29 (63.0%)
学費	3 (100.0%)	5 (45.5%)	22 (44.0%)	7 (15.2%)
奨学金	2 (66.7%)	1 (9.1%)	4 (8.0%)	2 (4.3%)
夜間の講義実施	1 (33.3%)	3 (27.3%)	22 (44.0%)	6 (13.0%)
研究設備	0 (0%)	3 (27.3%)	12 (24.0%)	3 (6.5%)
学習環境	0 (0%)	1 (9.1%)	13 (26.0%)	5 (10.9%)
大学のブランド力	0 (0%)	0 (0%)	10 (20.0%)	7 (15.2%)
講義の内容	0 (0%)	0 (0%)	4 (8.0%)	4 (8.7%)

無回答・不明	0 (0%)	0 (0%)	6 (12.0%)	10 (21.7%)
--------	--------	--------	-----------	------------

#### IV. 追加調査の結果

対象：28名（理学療法学専攻修士課程修了者24名、理学療法学修士課程2年生4名）

回答数：20件（回答率：71.4%）

表15) 高崎健康福祉大学 大学院博士課程への入学希望者 (n=20),%(人数)

ぜひ入学したい	入学を検討している	入学する可能性は低い	入学しない
35.0(7)	55.0(11)	10.0(2)	0(0)

前回調査時には、当学で修士課程を修了した者のうち、回答が得られたのは11名のみであったが、今回は20名と約2倍の回答数を得ている。博士課程への入学希望については、「ぜひ入学したい」および「入学を検討している」と回答した者が全体の90%（7名+11名）を占め、特に博士課程設置に対する高い関心が確認された（表15）。この結果は、前回調査時未回答だった者のうち、「ぜひ入学したい」と回答した者と、前回調査時は「入学を検討している」と回答していた者の一部が、今回の追加調査では「ぜひ入学したい」との希望に移行した可能性が考えられる。現時点で修了生および修士課程2年在学生のうち、計7名が「ぜひ入学したい」と回答しており、入学希望者が2名の定員を大幅に超えている。今後も当学修士課程（博士前期課程）修了生および学部卒業生から、博士課程への安定的な入学希望者を確保できることが予測される。これらの結果は、博士課程設置に対する実質的なニーズと継続的な充足可能性を示唆している。

表16)高崎健康福祉大学大学院の強みに関する認識の入学希望別集計

	ぜひ入学したい (n=7)	入学を検討してい る (n=11)	進学する可能性は 低い (n=1)	入 学 し な い (n=0)
教員の指導力	7 (100.0%)	9 (81.8%)	1 (100.0%)	—
教員の専門性の高 さ	7 (100.0%)	10 (90.9%)	1 (100.0%)	—
学費	6 (85.7%)	8 (72.7%)	—	—
奨学金	2 (28.6%)	3 (27.3%)	—	—
夜間の講義実施	4 (57.1%)	7 (63.6%)	1 (100.0%)	—
研究設備	5 (71.4%)	6 (54.5%)	—	—
学習環境	3 (42.9%)	6 (54.5%)	1 (100.0%)	—
大学のブランド力	4 (57.1%)	6 (54.5%)	—	—
講義の内容	2 (28.6%)	4 (36.4%)	—	—
無回答・不明	—	—	—	—

表 17)高崎健康福祉大学大学院の課題に関する認識の入学希望別集計

	ぜひ入学したい (n=7)	入学を検討してい る (n=11)	進学する可能性は 低い (n=1)	入 学 し な い (n=0)
教員の指導力	0 (0%)	1 (9.1%)	0 (0%)	—
教員の専門性の高 さ	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	—
学費	0 (0%)	2 (18.2%)	0 (0%)	—
奨学金	1 (14.3%)	3 (27.3%)	0 (0%)	—
夜間の講義実施	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	—
研究設備	3 (42.9%)	4 (36.4%)	0 (0%)	—
学習環境	3 (42.9%)	4 (36.4%)	0 (0%)	—
大学のブランド力	3 (42.9%)	5 (45.5%)	0 (0%)	—
講義の内容	1 (14.3%)	3 (27.3%)	0 (0%)	—
無回答・不明	0 (0%)	1 (9.1%)	1 (100.0%)	—

### 1. 強みの認識 (表 16)

博士課程への進学希望の有無にかかわらず、「教員の指導力」および「教員の専門性の高さ」は、いずれの群においても非常に高く評価された。特に「ぜひ入学したい」と回答した群 (n=7) では全員がこれらを挙げており (100%)、同様に「入学を検討している」と回答した群 (n=11) でもそれぞれ 81.8%、90.9%が挙げていた。これは、教育・研究指導体制が大学院の大きな魅力として認識されていることを示している。

加えて、「学費の負担が比較的低いこと」「夜間の講義実施」「研究設備」「学習環境」なども一定の割合で強みとして挙げられており、多様な就学支援体制や柔軟な学修環境に対する評価も確認された。

### 2. 課題の認識 (表 17)

一方で、課題としては「研究設備」「学習環境」「大学のブランド力」がやや多く挙げられた。特に「ぜひ入学したい」と回答した群でも「研究設備」および「学習環境」「大学のブランド力」を課題とする回答が 42.9%に上っており、入学希望の高い層において教育研究環境の一層の整備・充実が期待されるとともに、入学する大学院の実績を自ら作り上げていく意欲とも解釈できる。

また「奨学金」「学費」「講義の内容」についても一部で課題として挙げられており、経済的支援の拡充を内部質保証の課題としていく。

### 3. 当学の強みと課題を踏まえた入学者数の見込み

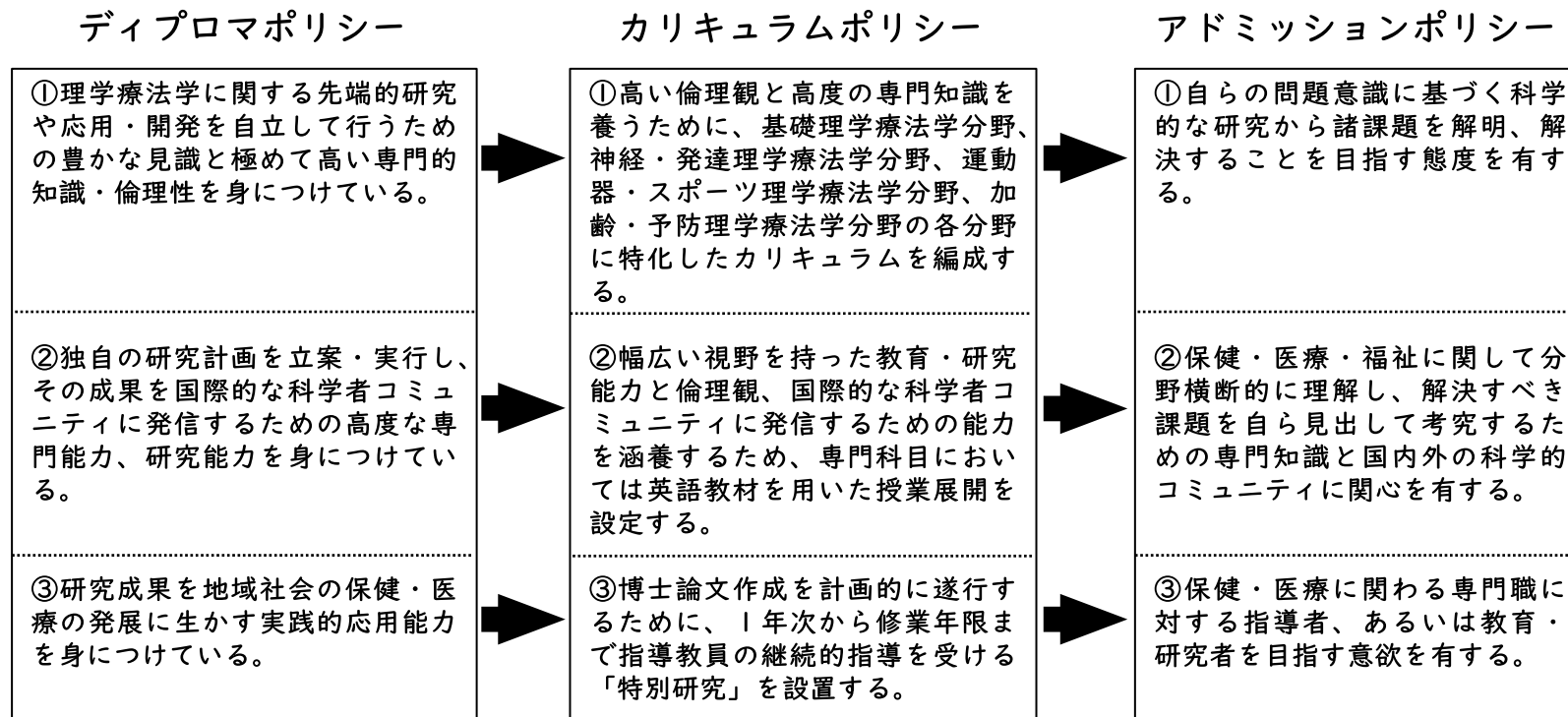
今回の追加調査結果を踏まえると、高崎健康福祉大学大学院博士課程に対しては、「教員の教育・研究指導力」および「専門性の高さ」が圧倒的に高く評価されており、これは進学希望の高い層においても一

貫して認識されていた。実際、強みとしてこれらを挙げた割合が 90%以上に達しているのに対し、これらを課題として挙げた回答はほとんどみられず（いずれも 0～9%程度）、「教員体制に対する評価の安定性と信頼感の高さ」が示された。

一方で、「研究設備」「学習環境」「大学のブランド力」といったハード面およびブランド力については、一部の入学希望者から課題として挙げられており、特に進学希望の高い層においても一定数（約 40%前後）が今後の改善を期待していることがうかがえた。ただし、これらの項目についても、強みとして挙げた人数の方が課題として挙げた人数を概ね上回っており、現状において一定の評価を得ており、大学全体での課題として内部質保証体制を通して改善を行い、サステナブルな入学者数を期待できる。

また、学費や奨学金、講義内容といった項目についても課題として挙げた者は一部に限られており、これらの項目に関しても「大きな不満は少数にとどまるが、今後の改善余地は残されている」という状況と整理できる。総じて、本学大学院博士課程は、「教員体制の質の高さ」という強固な基盤を有しており、環境面や支援体制の整備を進めることで、さらに進学希望者の安定的な確保と教育研究の質向上が期待できる段階にあると位置付けられる。

## 3つのポリシーの整合性



# 養成する人材像とディプロマポリシーおよび各科目との関連

【資料5】

## 【ディプロマポリシー】

DP ①理学療法学に関する先端的研究や応用・開発を自立して行うための豊かな見識と極めて高い専門的知識・倫理性を身につけている。

DP ②独自の研究計画を立案・実行し、その成果を国際的な科学者コミュニティに発信するための高度な専門能力、研究能力を身につけている。

DP ③研究成果を地域社会の保健・医療の発展に生かす実践的応用能力を身につけている。

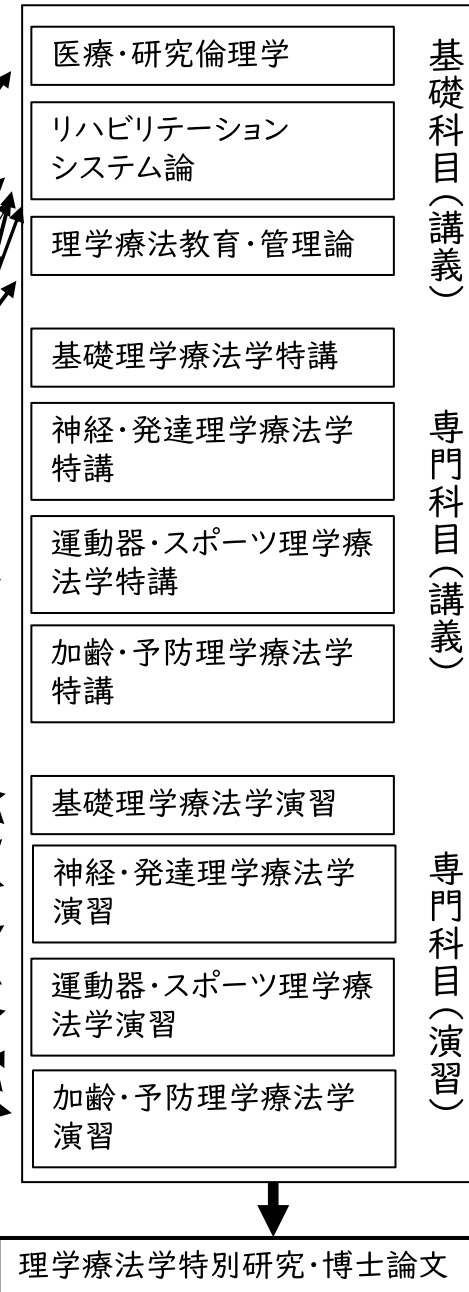
## 【養成する人材像】

研究知識・スキルと高い倫理性を備えた人材

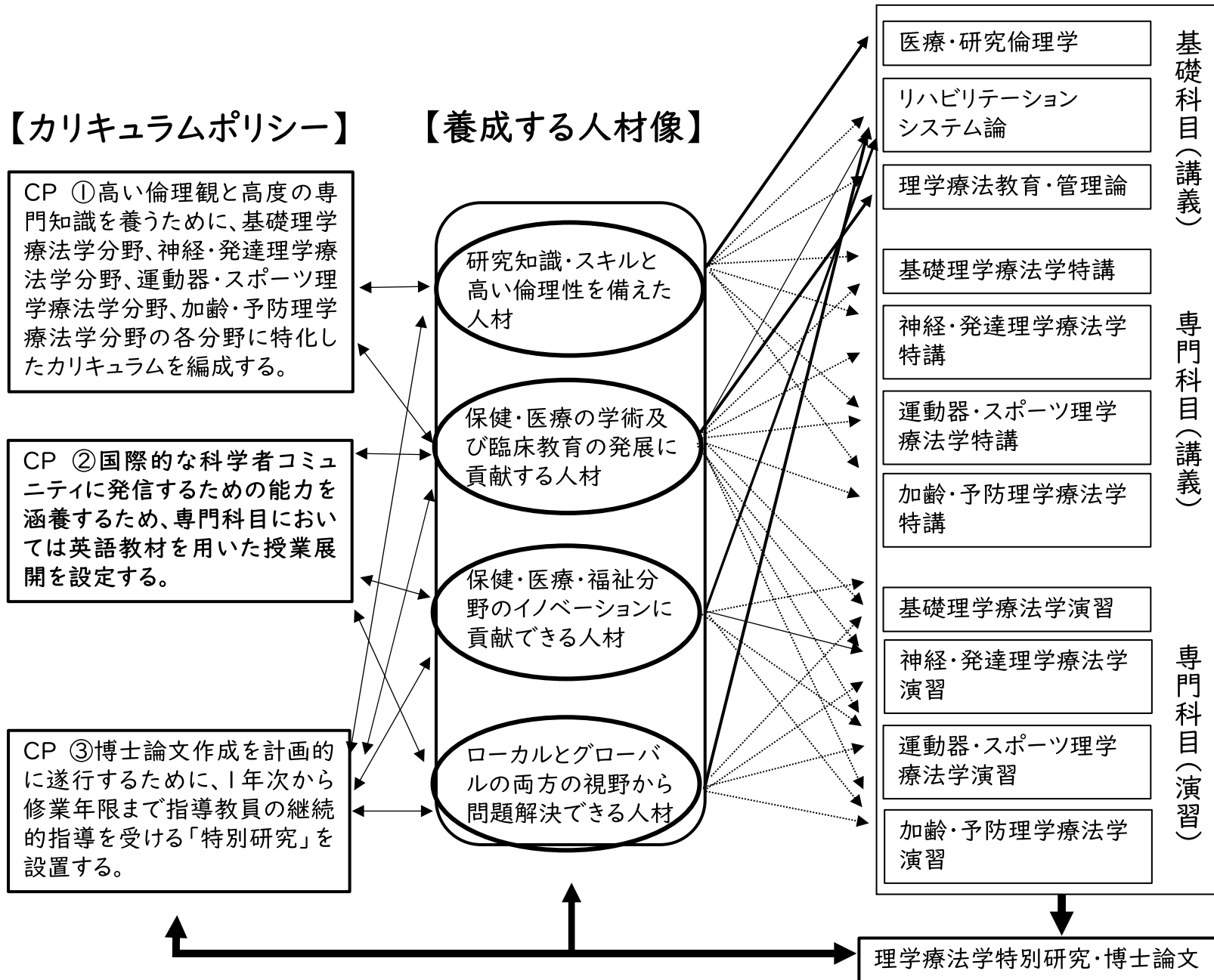
保健・医療の学術及び臨床教育の発展に貢献する人材

保健・医療・福祉分野のイノベーションに貢献できる人材

ローカルとグローバルの両方の視野から問題解決できる人材



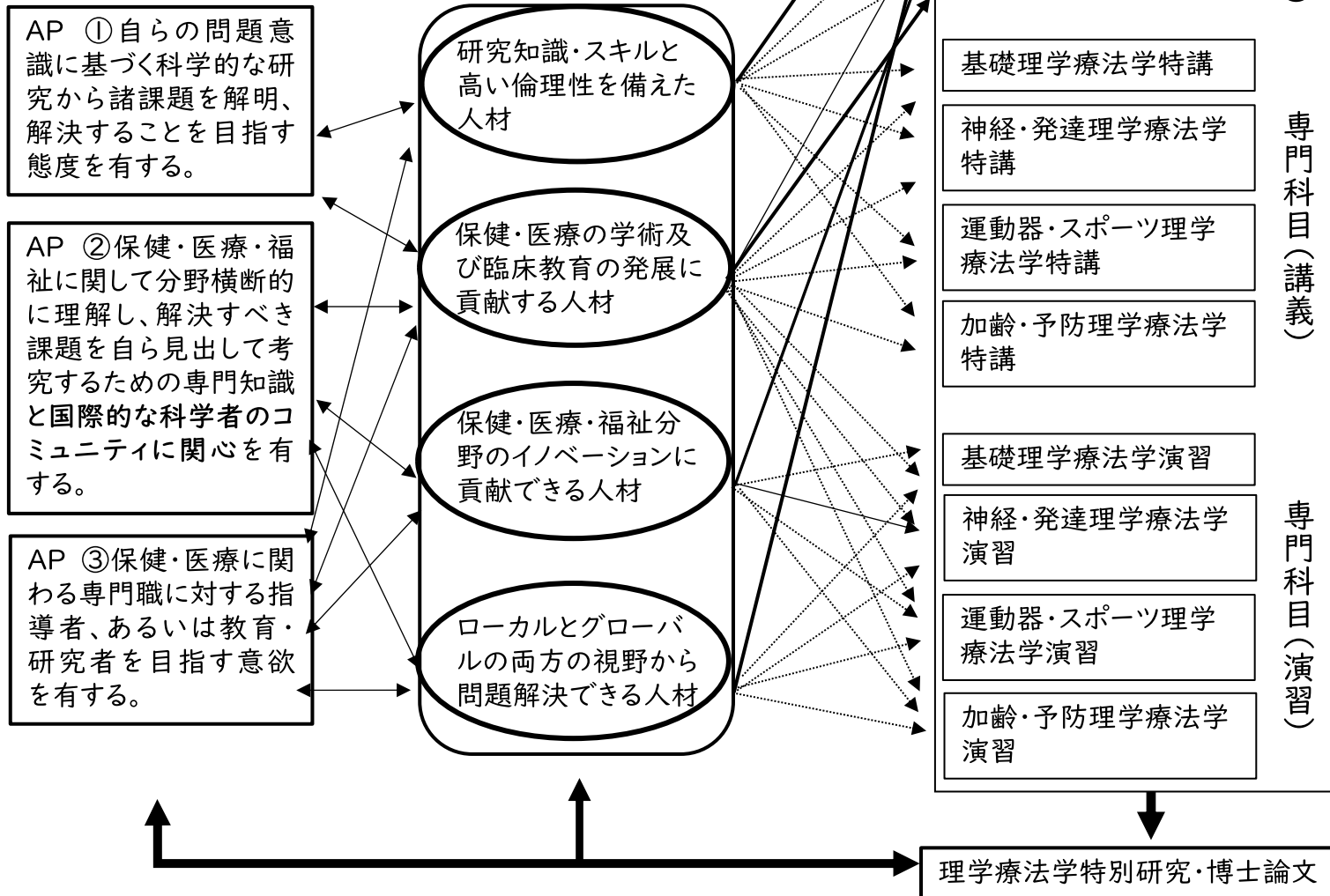
# 養成する人材像とカリキュラムポリシーおよび各科目との関連



# 養成する人材像とアドミッションポリシーおよび各科目との関連

## 【アドミッションポリシー】

## 【養成する人材像】



## 履修モデル

基礎理学療法学分野モデル					
研究者に関する知識・知識・スキルをもち高い倫理性を備えた人材の養成					
1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	3年前期	3年後期
医療・研究倫理学 *基礎理学療法学特講	リハビリテーションシステム論 *基礎理学療法学演習	理学療法教育・管理論 神経発達理学療法学特講		論文作成	論文投稿
学修基盤となる基礎科目の修得		専門及び関連分野の幅広い学び		確かな基礎知識 理学療法の高い専門知識 幅広い知識と理解力	
理学療法学特別研究					

神経・発達理学療法学分野モデル					
保健・医療に関わる学術及び臨床教育の発展に貢献する人材の養成					
1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	3年前期	3年後期
医療・研究倫理学 *神経・発達理学療法学特講	リハビリテーションシステム論 *神経・発達理学療法学演習	理学療法教育・管理論 基礎理学療法学特講		論文作成	論文投稿
学修基盤となる基礎科目の修得		専門及び関連分野の幅広い学び		確かな基礎知識 理学療法の高い専門知識 幅広い知識と理解力	
理学療法学特別研究					

運動器・スポーツ理学療法学分野モデル					
保健・医療分野イノベーションに貢献する人材の養成					
1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	3年前期	3年後期
医療・研究倫理学 *運動器・スポーツ理学療法学特講	リハビリテーションシステム論 *運動器・スポーツ理学療法学演習	理学療法教育・管理論 加齢・予防理学療法学特講		論文作成	論文投稿
学修基盤となる基礎科目の修得		専門及び関連分野の幅広い学び		確かな基礎知識 理学療法の高い専門知識 幅広い知識と理解力	
理学療法学特別研究					

加齢・予防理学療法学分野モデル					
ローカルとグローバルの両方の視野から問題解決できる人材の養成					
1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	3年前期	3年後期
医療・研究倫理学 *加齢・予防理学療法学特講	リハビリテーションシステム論 *加齢・予防理学療法学演習	理学療法教育・管理論 基礎理学療法学特講		論文作成	論文投稿
学修基盤となる基礎科目の修得		専門および関連分野の幅広い学び		確かな基礎知識 理学療法の高い専門知識 幅広い知識と理解力	
理学療法学特別研究					

高崎健康福祉大学研究倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、高崎健康福祉大学（以下「本学」という）の研究活動の公平性、倫理性、信頼性を確保し、研究活動を行う機関としての社会的な使命・責任を果たすために、研究活動において求められる研究倫理を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において「研究」とは、科学・文化の諸領域における専門的、学際的及び総合的に行う個人研究、学内外の諸機関等との共同研究及びプロジェクトによる研究等を言う。

2 この規程において「研究者」とは、本学の専任教職員のみならず、本学の研究活動に従事する者を指し、学生であっても研究に関わるときは「研究者」に準ずる。

3 この規程において「研究費」とは、第1項の研究に従事する研究者等に本学が交付する研究費及び研究者が学外から獲得した研究費を言う。

(最高管理責任者)

第3条 本学におけるすべての研究の最高管理責任者は学長とする。

2 最高管理責任者は、研究倫理の保持及び研究費の運営・管理が適正に行われるよう体制の整備を行う。

(統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者の責務を補佐するため、統括管理責任者を置く。

2 統括管理責任者は、学長の指名する副学長とする。

3 統括管理責任者は、本学におけるすべての研究及び研究に係る業務に関する実施的な責任と権限を持つ者とする。

(研究倫理教育責任者)

第5条 各部局（大学院研究科、学部、研究所）の長は、研究倫理教育責任者として、部局における実質的な権限を有しその責任を負う。

2 研究倫理教育責任者は、不正行為を事前に防止し、公正な研究活動に係る者を対象に、求められる研究倫理教育（以下、「研究倫理教育」という。）を確実、かつ定期的に実施する責務を負う。

3 研究倫理教育責任者は、学科、専攻の組織レベルで複数の研究倫理教育副責任者を任命することができる。

(研究者の基本的責任)

第6条 研究者は、次の各号に掲げる事項を基本的責務とする。

(1) 研究者は、研究の遂行にあたり、本学の建学の理念である「人類の健康と福祉に貢献する」に基づき、個人の尊厳と人権を尊重し、高い倫理的規範のもとに良心と信念に従って、誠実に行動しなければならない。

(2) 研究者は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修を受講しなければならない。

ない。

- (3) 研究者は、異なる分野の専門研究を尊重するとともに、相互に独立した対等の研究者として互いに学問的立場を尊重しなければならない。
- (4) 研究者は、ほかの国、地域、組織等の研究活動における、文化、習慣及び規律の理解に努めなければならない。
- (5) 研究者は、法令及びこの規程を始めとする本学の関連規程のほか、国際的、国内的に認められた宣言及び条約等、国内の法令を遵守しなければならない。
- (6) 研究者は、あらゆる研究活動において、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を行わないこと及び加担しないことと共に、研究、調査データの適切な取り扱いを徹底し、不正行為の発生を未然に防止するよう研究環境の整備に努めなければならない。
- (7) 研究者は、産学官連携による受託研究、共同研究活動にあつては、本学の利益相反行為防止規則に則り、利害関係が相反する事態の発生を回避するよう努めなければならない。

#### (資料・情報・データ等の利用及び管理)

第7条 研究者は、当該研究に関わる情報、データ等の収集にあつては、科学的かつ一般的に承認された妥当な方法、手段により行われなければならない。

- 2 研究者は、当該研究のために収集又は作成した情報・データ等の関連する研究記録は、事後の検証が行われるよう必要な期間、適切に保管管理しなければならない。とくに、個人のプライバシーに関わる情報については、特段の注意を払って取り扱わなければならない。
- 3 研究のために収集又は生成した資料・情報・データ等を10年間保存・保管し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。ただし、法令又は本学の規程等に保存期間の定めのある場合は期間の長い方に従うものとする。

#### (インフォームド・コンセント)

第8条 研究者は、研究の対象や研究の協力者に対して、法令や指針等関連規則を遵守し、これを保護しなければならない。

- 2 研究者は、人の行動、思想信条、財産状況、心身等に関する個人の情報・データ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者である研究対象者及びその保護者または法律上の権限を有する代理人に対して目的、収集方法等の説明をおこない、原則として文書で同意を得なければならない。また、同意の撤回も可能であり、かつ撤回により不利益を受けないことも説明しなければならない。組織、団体等からの情報・データ等の提供を受ける場合についても同様とする。
- 3 研究者は、提供を受けた結果を研究成果として公表する場合については、原則として予め研究対象者の同意を得なければならない。

#### (研究成果の適切な公表、オーサーシップ)

第9条 研究者は、研究成果の公表に際して、データ及び論拠の学問的信頼性の確保に十分に留意するとともに、公正かつ適切な引用を行わなければならない。

- 2 公表に際して、オーサーシップ及び既発表の関連データ利用、著作権等について、各研究組織、研究分野、学会、学術誌等に固有の慣行やルールを十分尊重しなければならない。

(個人情報保護)

第10条 研究者は、研究の過程で収集した他人の個人情報の保護に努め、学内諸規程に基づき適正な取り扱いを行わなければならない。

(機器、薬品及び材料の安全管理)

第11条 研究者は、研究に用いる研究装置・機器及び薬品、材料等について、学内諸規程や要領等を遵守し、適切にかつ安全に管理しなければならない。

2 研究者は、研究の過程で生じた残渣物、使用済み薬品等について、責任をもって処理を行わなければならない。

(審査の公正性)

第12条 研究者は、他人の研究論文等の査読、その他研究業績の審査にあたる場合は、非評価者に対して予断を持つことなく、当該審査基準等及び自己の知見に基づき公正に審査を行わなければならない。

(研究費の適切な管理)

第13条 研究者は、研究費が学生生徒等納付金、国・地方公共団体等からの補助金、その他の団体からの助成金、研究寄附金によって支えられていることに鑑み、適切かつ効率的に研究費を使用しなければならない。

2 研究者及び職員は、本学の規程に従って研究費の管理を行わなければならない。

3 研究者及び職員は、研究費が国費又は外部資金により賄われている場合は、本学の規程に加え、資金を提供した機関の定める手続きに従い研究費を管理しなければならない。

(不正行為)

第14条 本学は、研究活動に関わる不正行為を防止するため必要な措置を講じる。

2 本学は、研究活動において不適切な行為が認められた場合は、速やかに原因の究明と適切な措置を講じ、学内外への説明責任を果たす。

(研究倫理委員会)

第15条 本学は、この規程の目的を達成し、かつ適切な運用を図るため、高崎健康福祉大学研究倫理委員会（以下「委員会」という）を設置する。

2 委員会に関する事項は、別に定める。

(研究倫理教育)

第16条 本学は、以下の各号に定める者に対して、研究倫理教育を実施するものとする。

- (1) 研究者
- (2) 学部学生
- (3) 大学院学生
- (4) 研究者の研究を補助する者
- (5) その他統括管理責任者が必要と認めた者

- 2 研究倫理教育責任者は、所属する組織の研究者に対して、研究倫理教育を定期的に行い、受講状況を管理すること。
- 3 研究者は、統括管理責任者の指示のもと、第1項第4号及び第5号に該当する者に対して、定期的に研究倫理教育を行い、受講状況を管理する。
- 4 研究倫理教育の内容は、研究活動を行うために必要な行動規範を修得させるものとする。なお、研究倫理教育の教材等は、大学が定めたものを使用するが、これに加えて専門分野の特性に応じたものを使用することもできる。
- 5 第1項第1号、第4号及び第5号に該当する者は、原則3年ごとに研究倫理教育を受講しなければならない。なお、教材の見直しを行った場合は、受講時期を変更することがある。
- 6 統括管理責任者は、他の研究機関で研究倫理教育を受講済のものに対して、受講先の証明書を提出することにより研究倫理教育の受講を免除することができる。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、大学運営協議会の議を経て、学長が決定する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

## 高崎健康福祉大学における公正な研究活動及び適正な資金執行規程

## (目 的)

第1条 この規程は、高崎健康福祉大学（以下「本学」という。）における公正な研究活動、本学で管理を行うと規定している資金の適正な費消行為を図ることに必要な事項を定める。

## (定 義)

第2条 この規程において「公正な研究活動等」とは、本学における研究活動、資金執行において公正、かつ、本学の理念及び目標に照らし合せた活動をいう。

2 この規程において「教職員等」とは、本学に雇用されている非常勤を含む役員及び教職員、研究活動に関与する及び本学から資金等の配分を受け執行に関わる大学院生、派遣契約等に基づき本学の業務に従事する者並びに本学において研究等に携わる研究員・研究者をいう。

3 この規程において「コンプライアンス」とは、法令、本学の規則、教育研究固有の倫理その他の規範を遵守することをいう。

4 この規程において「研究活動における不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、捏造、改ざん、盗用、二重投稿及び不適切なオーサーシップをいう。

5 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 捏造 研究活動における存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

(2) 改ざん 研究活動における研究資料等、機器又は過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

(3) 盗用 研究活動における他者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

(4) 二重投稿 他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。

(5) 不適切なオーサーシップ 論文著作者が適正に公表されないこと。

6 この規程において「特定不正行為」とは、前項第1号から第3号までをいう。

7 この規程において「資金等」とは、本学で管理を行うと規定している資金をいう。

8 この規程において「不正使用」とは、故意又は重大な過失により資金等を本学及び資金等配分機関の規定等に違反した使用をいう。

9 この規程において「不正」とは、研究活動における不正行為及び不正使用をいう。

10 この規程において「学部等」とは、事務局、健康福祉学部（健康福祉学研究科を含む。）、薬学部（薬学研究科を含む。）、保健医療学部（保健医療学研究科を含む。）、人間発達学部、農学部（農学研究科を含む。）をいう。

11 この規程において「学科等」とは、学部等の各学科、専攻をいう。

12 この規程において「公正活動教育」とは、コンプライアンス教育及び研究倫理教育をいう。

13 前項において、各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) コンプライアンス教育 本学及び資金等配分機関が、教職員等に対しコンプライアンス、教職員等が取り扱う資金等の使用ルール、これに伴う責任、不正等を理解させるために実施するものをいう。

(2) 研究倫理教育 本学及び資金等配分機関が、公正な研究活動を推進し倫理規範を修得等させるために実施するものをいう。

14 この規程において「法令等」とは、公正な研究活動等が適用を受ける法令、当該活動の取扱いに関する定め及び本学の諸規程をいう。

(教職員等の責務)

第3条 教職員等は、本学の理念、目標、研究者行動規範に照らし、それぞれの責任を自覚し、コンプライアンスの重要性を深く認識するとともに、高い倫理観を持って行動しなければならない。

2 教職員等は、不正を行わない、不正に加担しない、他者に対して不正をさせない及び不正を黙認しない行動をとらなければならない。

(生データ等の保存期間)

第4条 教職員は、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬その他研究成果の検証が事後に可能なものの保存期間は10年とする。

(責任者及び権限)

第5条 本学に公正な研究活動等を行うため、最高責任者、総括責任者、コンプライアンス推進責任者、コンプライアンス推進副責任者及び研究倫理教育責任者をそれぞれ置く。

2 最高責任者は、本学の公正な研究活動等について統括し、最終責任を負うものとし、学長を最高責任者とする。

3 総括責任者は、最高責任者を補佐し、公正な研究活動等について本学全体を統括する責任及び権限を持つものとし、副学長を総括責任者とする。

4 コンプライアンス推進責任者は、学部等における公正な研究活動等について責任及び権限を持つものとし、学部等の長及び事務局長をもって充てる。

5 コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者の下、当該学部等の学科等における公正な研究活動等について責任及び権限を持つものとし、学科等の長及び研究科長、総務部長をもって充てる。

6 研究倫理教育責任者は、学部等における研究倫理教育の企画立案及び実施について責任及び権限を持つものとし、学部長及び研究科長、総務部長をもって充てる。

7 前第4項から第6項までに規定するコンプライアンス推進責任者、コンプライアンス推進副責任者及び研究倫理教育責任者は、別紙第1に定めるコンプライアンス推進に係る責任者一覧のとおりとする。

(責任者の責務)

第6条 最高責任者は、コンプライアンス、不正防止対策の基本方針を策定及び周知するとともに、実施するために必要な措置を講じなければならない。

2 最高責任者は、総括責任者及びコンプライアンス推進責任者、コンプライアンス推進副責任者及び研究倫理教育責任者が責任を持ってコンプライアンス、公正な研究活動等が行えるように、適切なリーダーシップを発揮しなければならない。

3 総括責任者は、コンプライアンス、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者とし、不正防止計画の実施状況を確認するとともに、実施状況を最高責任者に報告する。

4 コンプライアンス推進責任者は、次の責務を有する。

(1) 学部等における不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、最高責任者並びに総括責任者に報告する。

(2) 不正防止を図るため、学部等内のコンプライアンス、公正な研究活動等に関わる全ての教職員等に対し、コンプライアンス教育を実施し、当該学部等内の受講状況を管理監督し、理解度を把握する。

(3) 学部等において、教職員等が、コンプライアンス、公正な研究活動等の実施状況等をモニタリングし、必要に応じ

てコンプライアンス推進副責任者に改善を指導する。

- 5 コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者の指示の下、次の責務を有する。
  - (1) 学部・学科等における不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、最高責任者並びに統括責任者、コンプライアンス推進責任者に報告する。
  - (2) 不正防止を図るため、学部・学科等内のコンプライアンス、公正な研究活動等に関わる全ての教職員等に対し、公正活動教育を当該学科等内の教職員に受講を励行させる。
  - (3) 学部・学科等において、教職員等が、コンプライアンス、公正な研究活動等の実施状況等をモニタリングし、必要に応じて教職員等に改善を指導する。
- 6 研究倫理責任者は、研究活動における不正行為防止を図るため、学部・学科等の研究に関わる全ての教職員等に対し、研究倫理教育を実施することを責務とする。
- 7 最高責任者は、大学運営協議会開催に合わせ定期的に各責任者（最高責任者を除く。）から報告を受け、不正防止の意思の浸透を図るとともに、実効性のある対策とするために、必要に応じ、実態を踏まえ柔軟に基本方針の見直し等を行う。
- 8 各責任者（最高責任者を除く。）の報告は、別紙第2に定めるコンプライアンス報告書により行う。  
(ルール等の明確化・統一化)

第7条 総括責任者は、随時、本学の諸規程及び運用の実態が乖離していないこと、また、本学としてルールの一貫性が図られていることを、本学の諸規程を所掌する事務部署において、随時点検を行わせ、必要に応じて見直しを行わせる。

- 2 第1項の点検を実施したときは、最高責任者に実施した点検内容及び結果を報告する。  
(公正活動教育)

第8条 コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者は、公正活動教育計画を毎年度策定する。

- 2 前項の計画は、総括責任者及びコンプライアンス推進責任者並びに研究倫理教育責任者に計画書を周知する。
- 3 計画書を受けた学部等のコンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者は、当該学部等において公正活動教育と認められると判断したときには、当該学部等の教職員にその旨を周知し、受講を励行する。
- 4 コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者並びに研究倫理教育責任者は、公正活動教育を受講していない又は受講の予定のない教職員等に対して受講の指導を行い、当該指導の記録を作成する。
- 5 学部等の長は、公正活動教育を受講していない又は受講の予定のない教職員等に対して、公正な研究活動等に從事させないことができる。
- 6 総括責任者は、公正活動教育を計画したときは学部等に通知する。  
(誓約書)

第9条 教職員等は、次の各号に掲げる公正な研究活動等を行うことを証する誓約書をコンプライアンス推進責任者の下、最高責任者に提出する。なお、新任教職員等は、コンプライアンス推進責任者又はコンプライアンス推進副責任者が誓約書の提出を行わせる。

- (1) 法令等（法令、本学の諸規程、活動の取扱いに関する定め）を遵守すること。
- (2) 本学の信用と品位を失墜させぬよう行動すること。
- (3) 不正を行わない、行わせない、黙認しない、不正に加担しないこと。
- (4) 法令等（法令、本学の諸規程、活動の取扱いに関する定め）に違反した場合は、本学や関係機関の処分に従い及び法的な責任を負うこと。

(5) 故意又は過失により本学に直接又は間接に損害を与えた際は、その賠償責任を負うこと。

2 誓約書は、別紙第3のとおりとする。

3 コンプライアンス推進責任者は、当該年度ごとに、誓約書の提出状況を総括責任者に報告する。

4 総括責任者は、取引業者と癒着を防止する対策として、取引業者へ誓約書の提出を求める。なお、誓約書の提出時期等は、別に総括責任者が通知する。

(不正防止対策の基本方針、不正防止計画の策定及び実施)

第10条 最高責任者は、不正防止対策の基本方針を策定及び周知する。

2 総括責任者は、基本方針に基づき、不正を発生させる要因の把握、不正防止計画の策定及び不正防止計画の実施の進捗管理に努める。

3 コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者は、不正防止計画を実施するとともに、公正な研究活動等の不正を発生させる要因の把握に努める。

(大学運営協議会)

第11条 最高責任者の下、研究活動における不正行為防止を推進するため、また、資金等の不正使用防止を推進するため大学運営協議会にて審議をする。

(相談窓口の設置)

第12条 本学における資金等の使用及び応募に関し、学内外からの問合せに対応するため、総務部経理課に掲げる相談窓口を置く。

(周知・公表)

第13条 公正な研究活動等におけるその役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系、不正防止への取組みに関し方針等を内外に周知・公表する。

(監 査)

第14条 内部監査は、不正が発生する要因を分析のうえ毎年度定期的に行う。

(国等への協力)

第15条 国等が実施する調査は、資金配分を受ける機関として誠実に協力しなければならない。

(雑 則)

第1616条 この規程に定めるもののほか、公正な研究活動等及び不正に対する措置に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

この規定は、平成31年4月1日から改正施行する。

この規定は、令和6年2月1日から改正施行する。

別紙第1（第5条関係）

コンプライアンス推進に係る責任者一覧

学 部 等 名		コンプライアンス 推進責任者	コンプライアンス 推進副責任者	研究倫理教育 責任者
	事務局	事務局長	総務部長	総務部長
	健康福祉学部 (健康福祉学研究科)	学部長	学科長 研究科長	学部長 研究科長
	薬学部 (薬学研究科を含む)		学科長 研究科長	
	保健医療学部 (保健医療学部研究科を含む)		学科長 研究科長	
	人間発達学部		学科長	
	農学部		学科長 研究科長	

コンプライアンス報告書

年 月 日

高崎健康福祉大学 学長 殿

(所属学部等名)

(職位・氏名)

印

このことについて、下記のとおり報告します。

記

1. 実施・事案等名
2. 研究者の所属・職名等・氏名
3. 報告根拠規則・規程等
4. 実施・調査等の概要
5. 報告に係る証拠資料
6. 対応
7. その他参考となる事項

※ 報告内容により、適宜項目の追加・削除を行う。

高崎健康福祉大学 学長 殿

## 誓 約 書

このたび高崎健康福祉大学教職員等（以下、「本学」）として勤務するにあたり、以下の事項を厳守することを、ここに誓います。

### 記

1. 法令等（法令、本学の諸規程、活動の取扱いに関する定め）を遵守すること。
2. 本学の信用と品位を失墜させぬよう行動すること。
3. 不正を行わない、行わせない、黙認しない、不正に加担しないこと。
4. 法令等（法令、本学の諸規程、活動の取扱いに関する定め）に違反した場合は、本学や関係機関の処分に従い及び法的な責任を負うこと。
5. 故意又は過失により本学に直接又は間接に損害を与えた際は、その賠償責任を負うこと。

年 月 日

所 属 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

※氏名欄は、署名してください。

所属欄は、学部・学科又は所属部署等を記載してください。

高崎健康福祉大学 学長 殿

## 誓 約 書

このたび高崎健康福祉大学\_\_\_\_\_（以下、「本学」）として勤務するにあたり、以下の事項を厳守することを、ここに誓います。

### 記

1. 法令等（法令、本学の諸規程、活動の取扱いに関する定め）を遵守すること。
2. 本学の信用と品位を失墜させぬよう行動すること。
3. 不正を行わない、行わせない、黙認しない、不正に加担しないこと。
4. 法令等（法令、本学の諸規程、活動の取扱いに関する定め）に違反した場合は、本学や関係機関の処分に従い及び法的な責任を負うこと。
5. 故意又は過失により本学に直接又は間接に損害を与えた際は、その賠償責任を負うこと。

年 月 日

所 属 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

※氏名欄は、署名してください。

所属欄は、学部・学科又は所属部署等を記載してください。

高崎健康福祉大学 学長 殿

## 誓 約 書

このたび高崎健康福祉大学 学部生・大学院生・研究員等（以下、「本学」）として研究活動をするにあたり、以下の事項を厳守することを、ここに誓います。

### 記

1. 法令等（法令、本学の諸規程、活動の取扱いに関する定め）を遵守すること。
2. 本学の信用と品位を失墜させぬよう行動すること。
3. 不正を行わない、行わせない、黙認しない、不正に加担しないこと。
4. 法令等（法令、本学の諸規程、活動の取扱いに関する定め）に違反した場合は、本学や関係機関の処分に従い及び法的な責任を負うこと。
5. 故意又は過失により本学に直接又は間接に損害を与えた際は、その賠償責任を負うこと。

年 月 日

所 属 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

※氏名欄は、署名してください。

所属欄は、学部・学科又は所属部署等を記載してください。

## 高崎健康福祉大学研究活動等における不正に対する措置に関する内規

## (趣 旨)

第1条 この内規は、高崎健康福祉大学における公正な研究活動及び適正な資金執行規程（以下「公正研究活動等規程」という。）第16条に基づき、高崎健康福祉大学（以下「本学」という。）における不正に対する措置等に関し必要な事項を定める。

## (定 義)

第2条 この内規における用語の意義は、公正研究活動等規程第2条の定めるところによる。

## (不正相談窓口及び告発受付窓口の設置)

第3条 不正に係る相談（以下「相談」という。）の問い合わせ及び不正に係る告発（以下「告発」という。）に対応するための窓口は総務部総務課とする。

2 相談及び告発があった場合は、学長に速やかに報告をする。

## (告発及び相談)

第4条 告発は、告発受付窓口で書面、電話、FAX、電子メール、又は面談等により行うことができる。

2 前項の告発は、原則として顕名により行うものとし、不正を行ったとする研究者・グループ、不正の態様等、事案の内容が明示されるとともに、不正と認められるに足りる科学的な合理性のある理由（不正使用は、不正とする合理性のある理由）が示されている場合に限り受け付ける。

3 前項の規定にかかわらず、不正を行ったとする研究者・グループ、不正の態様等、事案の内容が明示されるとともに、不正と認められるに足りる科学的な合理性のある理由（不正使用は、不正とする科学的な合理性のある理由）が示されており、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の顕名の告発に準じて取扱いをすることができる。

- (1) 匿名による告発があった場合
- (2) 学会等、報道、会計検査院等の外部機関により不正の疑いの指摘があった場合
- (3) インターネット上に不正の疑いが指摘され、本学が指摘内容を確認した場合
- (4) 学長が必要と認めた場合

4 告発者及び相談者の秘密を守るため、個室での面談等の適切な措置を講じなければならない。

5 被告発者を陥れるため、又は被告発者が行う研究を妨害する等、専ら被告発者に何らかの損害を与えること及び本学に不利益を与えることを目的とする意思（以下「悪意」という。）のある告発及相談は受け付けない。

6 告発を受け付けたことを告発者が知り得ない方法による告発があった場合は、学長は、告発者（匿名の告発者を除く。）に告発を受け付した旨を通知する。ただし、調査結果が出る前に匿名による告発者の氏名が明らかになった場合は、顕名による告発者として取り扱う。

7 学長は、告発の意思を明示しない相談については、告発に準じ第8条に規定する大学運営協議会が内容を確認・精査し、相当の理由があると認められる場合は、相談者に対して告発の意思の有無を確認の上、調査の必要を決定する。

- 8 学長は、告発者、被告発者、告発内容及び調査内容並びに相談者について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持に努めなければならない。
- 9 学長は、本学以外の機関から本学に係る告発の回付があった場合は、当該告発があったものとして取り扱う。
- 10 学長は、本学にあった告発が本学以外の機関で調査を行うことと認められる場合は、本学以外の機関に当該告発を回付する。
- 11 学長は、不正が行われようとしている又は不正を求められているという告発及び相談については、大学運営協議会が当該内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、被告発者に警告を行うことができる。
- 12 学長は、被告発者が教職員等ではない場合は、被告発者の所属する機関に告発及び相談を回付することができる。
- 13 学長は、教職員等でない被告発者に対し警告を行った場合は、被告発者の所属する機関に警告の内容等について通知する。

(告発者・被告発者の取扱い)

- 第5条 悪意のある告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に、告発者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。
- 2 相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を全部又は部分的に禁止する等の不利益な取扱いをしてはならない。

(合同調査等)

- 第6条 被告発者が、教職員及び本学において主として施設・設備を使用している研究者に係る不正の告発があった場合は、原則として、本学が告発された事案の調査を行い、本学を含む複数の機関に所属する場合は、原則として、被告発者が告発された事案に係る研究活動を主に行っていた機関を中心に、合同で調査を行う。ただし、合同で調査を行う場合は、当該事案の内容等を考慮し、調査に関する必要な事項を協議の上、調査を行う。
- 2 本学は、被告発者が教職員等であり、本学以外の機関に所属しているときの研究活動に係る告発、又は被告発者が本学以外の機関の教職員等であり、教職員等などのときの研究活動に係る告発があった場合には合同で調査を行う。
  - 3 合同で調査を行う場合は、被告発者が本学の教職員等に関わらず、真摯に調査を行わなければならない。
  - 4 告発者が、調査開始時又は当該事案に係る研究活動時に、本学を含む全ての機関に所属していない場合及び事案の調査が極めて困難により、国等が調査を行う場合は、その調査に誠実に協力しなければならない。
  - 5 学長は、必要に応じて、本学以外の機関及び学会等（以下「本学以外の機関等」という。）に、調査を委託又は協力を求めることができる。

(不正使用の確認)

第7条 告発が不正使用の場合にあつては大学運営協議会において、告発内容の合理性を確認し、本調査の可否を告発等の受付から30日以内に決定し、学長へ報告する。

2 告発があつた事案が資金の配分又は交付する各省各庁及び各省各庁が所管する独立行政法人(以下「国等」という)の場合は、学長は当該調査の可否を配分機関等及び関係省庁に報告する。

(予備調査)

第8条 学長は、告発が研究活動における不正行為の場合は、告発受付後、大学運営協議会において告発内容の合理性、調査可能性等について予備調査を行う。

2 告発前に取下げられた論文等に係る告発の場合は、取下げに至った経緯又は事情を含め予備調査を行う。

3 大学運営協議会は、本調査の可否を告発の受付から30日以内に決定し、学長へ報告する。

4 大学運営協議会は、予備調査中に本調査が必要と告発の一部において決定した場合、学長に報告する。なお、大学運営協議会は、告発の全てについて予備調査を行う。

5 学長は、本調査を行わないと決定した場合、その旨と理由を付して告発者に通知し、国等及び告発者の求めに応じ、予備調査結果及び関係資料等を開示する。

6 学長は、本調査を行う決定をした場合は、告発のあつた事案が国等に係る特定不正行為又は不正使用の場合においては配分機関等及び関係省庁に報告し、不正使用の場合においては本調査の調査方針、対象及び方法等について報告、協議を行わなければならない。

(研究活動等調査委員会)

第9条 学長は、予備調査の結果、本調査が必要と認めた場合は、研究活動等調査委員会(以下「調査委員会」という。)を置く。

2 調査委員会の構成員は、告発者及び被告発者との直接の利害関係を有しない者とし、その過半数が学外有識者で構成されていなければならない。

3 専門的事項の調査が必要な場合及び調査委員会委員長が必要と認めた場合は、本調査を行う調査委員会に学部等調査委員会を置くことができる。

(研究活動等調査委員会構成員に関する異議申立て)

第10条 学長は、前条の調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名及び所属を、告発者及び被告発者に通知する。

2 告発者及び被告発者は、前項の通知を受けとった日から14日以内に異議申立てをすることができる。

3 学長は、前項の異議申立てがあつた場合、その申立てを公正研究活動等規程第11条に規定する大学運営協議会において審査させ、必要であると認める場合は、調査委員を変更し、告発者及び被告発者にその旨を通知する。

(本調査)

第11条 学長は、本調査を行う決定をした場合は、告発者及び被告発者に、本調査を行うことを通

知し、本調査への協力を求める。

- 2 被告発者が、本学以外の機関に所属しているときは、当該機関にその旨を通知する。
- 3 調査委員会は、本調査を行う決定後、30日以内に本調査を開始しなければならない。
- 4 調査委員会は、本調査の開始後、原則150日以内に本調査を完了し、学長は配分機関等及び関係省庁に調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を提出しなければならない。
- 5 調査委員会は、本調査において、告発者が了承した場合を除き、調査関係者以外の者及び被告発者に告発者が特定されないよう配慮しなければならない。

#### (調査方法)

第12条 本調査は、告発があった事案に係る研究活動に関する論文、実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査、関係者のヒアリング、再実験により行う。なお、被告発者の弁明は、必ず聴取しなければならない。

- 2 被告発者の前項の弁明は、科学的根拠を示して説明しなければならない。
- 3 告発のあった事案に係る研究活動以外の活動は、必要に応じて本調査を行う。
- 4 調査委員会は、再実験等を被告発者に求める場合又は被告発者からの申出があった場合は、合理的に必要と認められる範囲内で、調査委員会の指導・監督の下、再実験をすることができる。
- 5 告発のあった事案に係る被告発者以外の研究活動関係者においては、必要に応じて本調査を行うことができる。
- 6 調査委員会は、第1項の調査事項について、告発者、被告発者及び関係者に通知する。
- 7 告発者及び被告発者等は、本調査に誠実に協力しなければならない。
- 8 学長は、本学以外の機関において調査が行われ、当該機関から協力を要請された場合は誠実に協力しなければならない。

#### (証拠の保全措置)

第13条 調査委員会は、告発があった事案に係る研究活動に関する資料等の保全措置を講ずるものとし、本学以外の機関に係る告発事案の場合も本学以外の機関の要請に応じ、同様の措置を講ずる。

- 2 被告発者は、資料等の保全措置に影響しない範囲内で、研究活動をすることができる。

#### (調査の中間報告)

第14条 学長は、告発があった事案が国等に係る特定不正行為又は不正使用である場合は、配分機関等及び関係省庁の求めに応じ、本調査の完了前においても、調査の状況報告又は調査の中間報告を行う。

- 2 学長は、正当な事由がある場合を除き、国等に係る不正使用である事案の場合は、配分機関等及び関係省庁の求めに応じ資料の提出又は閲覧及び現地調査に協力しなければならない。

#### (調査における研究又は技術上の情報の保護)

第15条 調査対象における公表前のデータ及び論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、本調査の遂行上必要な範囲外に漏れることのないよう十分配慮しなければならない。

(資金等の一時的執行停止)

第16条 学長は、調査委員会から、調査の状況報告又は中間報告を受けた後、必要に応じて、被告発者等に、調査対象の資金等の使用停止を命ずることができる。

(認定の方法)

第17条 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた物的・科学的証拠・証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。

3 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在するべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(調査結果の通知及び報告)

第18条 学長は、調査結果を速やかに告発者、被告発者及び不正に関与したと認定した者（被告発者を除く。）に通知する。

2 告発者、被告発者及び不正に関与したと認定した者（被告発者を除く。）が、本学以外の機関に所属している場合は、当該機関に調査結果を通知する。

3 学長は、告発された事案が国等に係る特定不正行為又は不正使用である場合は配分機関等及び関係省庁に報告する。

4 学長は、悪意の告発と認定した場合、告発者が本学以外の機関に所属しているときは、当該機関にその旨を通知する。

(不服申立て)

第19条 不正と認定された被告発者は、調査結果等を受けとった日から14日以内に、告発受付窓口を通じて学長に書面により不服申立てをすることができる。ただし、被告発者は、当該期間内において、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 告発が悪意と認定された告発者及び被告発者の不服申立ての審査によって悪意と認定された被告発者は、当該認定について、前項を準用し不服申立てをすることができる。

3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。

4 不服申立てが、新たに専門性の調査が必要と認められる場合は、学長は調査委員を変更又は本学以外の機関等に審査をさせることができる。

5 不正があったと認定した被告発者の不服申立ては、調査委員会又は本学以外の機関等は不服申立ての趣旨、理由等により、当該事案の再調査を行うか速やかに決定する。

6 調査委員会又は本学以外の機関等は、当該事案の再調査を行わず不服申立てを却下した場合は、速やかに学長に報告し、学長は被告発者に当該決定を通知する。

7 不服申立てが、事案の引延し及び認定後の措置の先送りの目的で行われていると調査委員会又は

本学以外の機関等が認めた場合は、学長は不服申立てを受け付けない。

- 8 不服申立ての再調査を決定した場合は、調査委員会又は本学以外の機関等は被告発者に対し、本調査の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。なお、当該協力が得られない場合は、再調査を行わず、審査を打ち切ることができ、打ち切りを決定した場合は、速やかに学長に報告し、学長は被告発者に当該決定を通知する。
- 9 学長は、被告発者から国等に係る不正の認定の不服申立てがあった場合は、告発者に通知するとともに、配分機関等及び関係省庁に報告する。国等に係る不服申立ての却下及び再調査の開始を決定した場合も同様とする。
- 10 調査委員会が、再調査を開始した場合は、50日以内に調査結果を決定の上、当該結果を速やかに学長に報告し、学長は当該結果を被告発者及び被告発者が所属する機関並びに告発者に通知する。
- 11 学長は、第2項の規定に基づき悪意の告発と認定された告発者から不服申立てがあった場合は、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。
- 12 調査委員会は、悪意の告発と認定された告発者からの不服申立てを受け付けた日から起算して30日以内に再調査を行い、当該結果を速やかに学長に報告し、学長は当該結果を告発者、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。
- 13 学長は、前条3項及び当該事案が国等に係る特定不正行為又は不正使用である場合は当該結果を配分機関等及び関係省庁に報告する。

#### (調査結果の公表)

第20条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに調査結果を学内外に公表する。

- (1) 不正と認定した場合
  - (2) 調査中の調査事案が外部に漏えいした場合（告発者、被告発者及び相談者の了承を得たものに限る。）
  - (3) 故意ではない論文等の誤りの場合
  - (4) 悪意の告発と認定した場合
- 2 不正使用に係る調査結果の場合は、不正に関与した者の氏名・所属、不正の内容、公表するまでに行った措置、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。ただし、合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名・所属等を非公表とする。
- 3 第1項第2号の漏えいが告発者、被告発者及び相談者の責による場合はこの限りではない。

#### (告発者及び被告発者に対する措置)

- 第21条 学長は、不正が行われたと認定した場合、不正への関与が認定された者及び被認定者（関与したとまでは認定されないが不正が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者）に対し、学校法人高崎健康福祉大学就業規則等に基づき必要な措置を講じ、不正と認定された論文等の取下げの勧告を行う。
- 2 学長は、私的流用、悪質性が高い認定等の不正使用が行われたと認定した者に対し、刑事告発及び民事訴訟の法的手続をする。
  - 3 学長は、悪意の告発と認定された場合、告発者に対し、学校法人高崎健康福祉大学就業規則等に基づき、必要な措置及び民事訴訟の法的手続を行う。

4 学長は、本学以外の機関に所属する告発者の場合は、当該通知を当該機関に通知する。

(学長が被告発者等である場合の取扱い)

第22条 学長が、被告発者又は不正に関与した者であるときは、内規中の学長とあるのを学長の職務代行と読み替えるものとする。

2 学長が、告発者及び被告発者と不正を指摘された研究活動が論文のとおりの成果を得ることにより特許や技術移転等に利害関係を有する場合は学長とあるのを学長の職務代行と読み替えるものとする。

(秘密の保持等)

第23条 調査に関与した全ての者は、関係者の名誉、プライバシーその他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 前項を遵守しない者は、学校法人高崎健康福祉大学就業規則等に基づき必要な措置を行う。

(関係機関との調整)

第24条 学長は、本学以外の機関、国等と連絡等調整に努める。

(事務)

第25条 不正に関する事務は、関係部課等の協力を得て、研究活動における不正行為及び不正使用は総務部経理課において、それぞれ処理する。

(内規の改廃)

第26条 この内規の改廃は、学長が行う。

(雑則)

第27条 この内規に定めるもののほか、不正に対する措置に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この内規は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この内規は、令和4年12月1日から改正施行する。
- 3 この内規は、令和6年2月1日から改正施行する。

## 高崎健康福祉大学研究倫理委員会規程

## (設置)

第1条 高崎健康福祉大学以下(「本学」という)に、本学の研究に係る倫理に関する事項を統括するため研究倫理委員会(以下委員会」という)を置く。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、学内の連絡調整および審議(研究倫理審査)の処理を行う。

- ①前条に定める委員会設置目的に関する事項
- ②学長・研究科長・学部長から諮問された事項
- ③教授会から諮問された事項
- ④本学教職員・大学院生、研究生から委員会に付託された研究審議事項
- ⑤その他、委員会での審議が必要な事項

## (組織)

第3条 委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 第1号 自然科学系の有識者がふくまれていること
- 第2号 人文・社会科学系有識者がふくまれていること
- 第3号 研究倫理委員会の設置者の所属しない有識者が複数含まれていること
- 第4号 研究対象者の観点を含めて一般の立場から意見を述べる者が含まれていること

- 2 前項第1号から第2号及び第4号の委員は、学長が命令し、第3号の委員は、学長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合に補充される委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員の再任は、妨げない。
- 5 必要に応じて専門部会を設けることができる。
- 6 委員会は、5名以上の男女両性で構成されていなければならない。

## (委員長及び副委員長)

第4条 委員会には委員長1名及び副委員長数名を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長が議長になれないときは、副委員長がその職務を代行する。

## (議事)

第5条 委員会には委員の5名以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

- 2 議事は出席した委員の3分の2以上でこれを決する。

## (審査)

第6条 委員会は、別に定める研究倫理に関する審査基準(平成13年4月1日)等に基づいて、学内教職員からの申請された研究について審査する。

- 2 研究を審査する委員は、委員会出席の有無に関わらず、研究申請書類について「研究倫理審査表」で事前審査を行う。

- 3 「研究倫理審査表」については、学内教職員・大学院生・研究生に公開する。
- 4 委員は、自己の申請に係る審査に関与することはできない。

(迅速審査)

第7条 委員会は、次に掲げるいずれかの軽易な事項の審査について、委員長が指名する委員による迅速審査に付することができる。

- ①研究計画の軽微な変更の審査
  - ②共同研究であって、既に主たる研究機関において倫理審査委員会の承認を受けた研究計画を実施しようとする場合の研究計画の審査
  - ③侵襲を伴わない研究であって介入を行わないものに関する審査
  - ④軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わないものに関する審査
- 2 迅速審査は委員長若しくは副委員長が審査員にならなければいけない。
  - 3 迅速審査の結果は、迅速審査担当委員（委員長若しくは副委員長）が委員会に報告しなければならない。

(審査結果の通知)

第8条 委員長は、前条の審査が終了したときは、学長に審査結果を報告し、学長より申請者に通知するものとする。

(再審査)

第9条 委員会は、前条の通知について申請者から異議の申し立てがあった場合は、再審査をする。

ただし、再審査は、1回限りとする。なお、研究計画書の変更があった場合はこの限りではない。

(意見の聴取)

第10条 委員会が必要と認めたときは、委員会の委員の他に学内外の者の出席を求めてその意見を聞くことができる。

(情報公開)

第11条 委員長は、委員会で審議された情報のうち、個人情報等で公開が不相当と認められたものを除き、情報公開に努める。

(事務)

第12条 委員会の事務は、事務局各部の協力を得て、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会が定める。

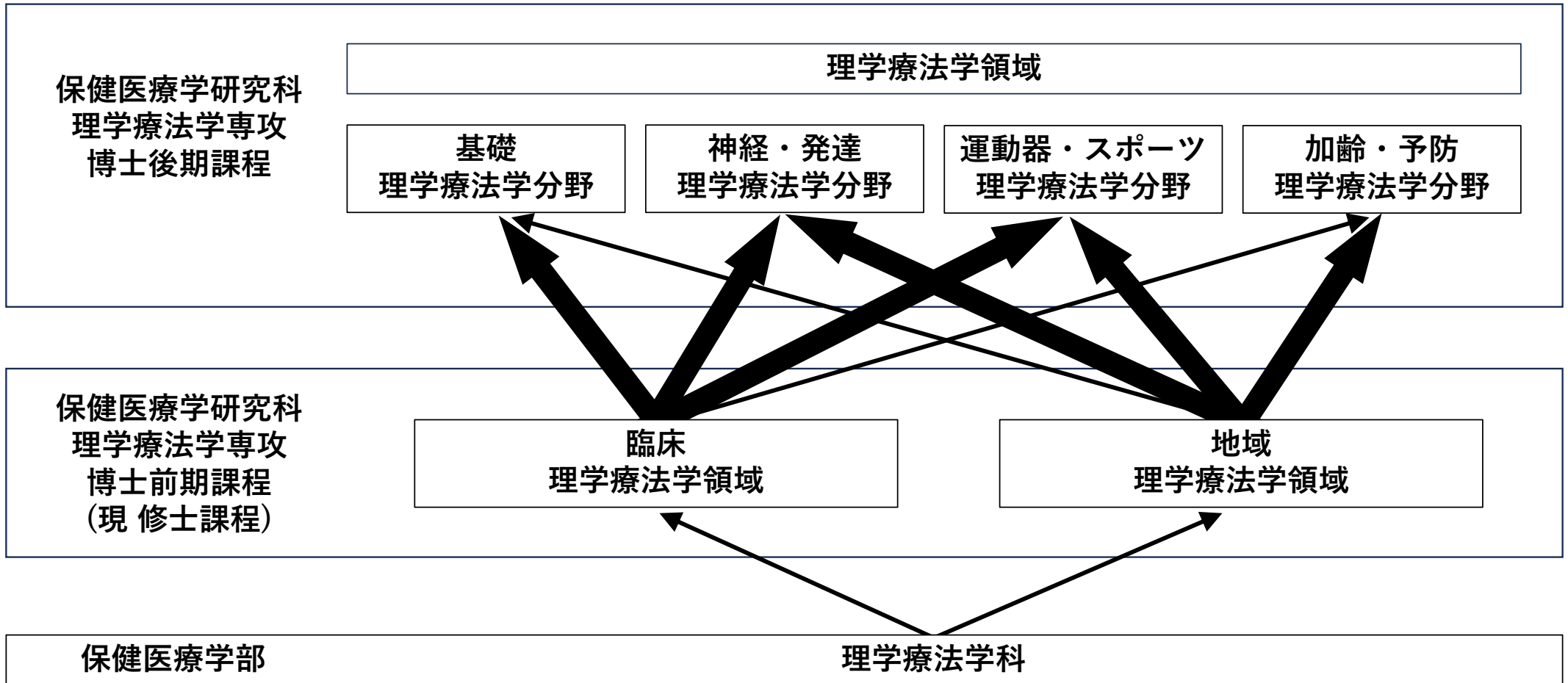
附則 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

この規程は、平成13年10月1日から改定施行する。

この規程は、平成15年11月1日から改定施行する。

この規程は、平成17年4月1日から改定施行する。

この規程は、平成19年4月1日から改定施行する。  
この規程は、平成22年4月1日から改定施行する。  
この規程は、平成23年4月1日から改定施行する。  
この規程は、平成24年1月1日から改定施行する。  
この規程は、平成27年4月1日から改定施行する。  
この規程は、平成27年9月1日から改定施行する。  
この規程は、平成27年10月1日から改定施行する。



\* ↑ : 前期課程各領域と後期課程各分野の関連性を示す  
 ▲ : より強い関連性を示す

## 学校法人高崎健康福祉大学定年規程

## (目 的)

第1条 この規程は学校法人高崎健康福祉大学（以下「法人」という。）の専任教職員の定年について定め、合理的な人事管理を図ることを目的とする。

## (教員の定年)

第2条 教員の定年を次のとおり定める。

ただし、特に必要と認める者は所定の手続きを経て定年の延長または再雇用することができるものとする。

- 1、高崎健康福祉大学に所属する教員（助手を除く）の定年は年令が満65才になった年の学事年度末とする。ただし、新設学部・学科の教員は完成年度まで定年を延長する。
- 2、高崎健康福祉大学高崎高等学校に所属する教員の定年は年令が満60才になった年の学事年度末とする。
- 3、高崎健康福祉大学附属幼稚園に所属する教員の定年は職務の特性から定年を定めない。ただし、主任以上の職にあるものは前2項に準ずる。

## (職員の定年)

第3条 職員の定年を次のとおり定める。

ただし、特に必要と認める者については定年の延長または再雇用することができるものとする。

- 1、一般職員（助手を含む）の定年は所属のいかんをとわず年令が満60才になった年の学事年度末とする。

## (教職員の定年延長)

第4条 教職員の定年延長等は、願いのあった教職員について、定年延長等検討委員会において検討し、理事長が決定する。なお、前第2条第2項、第3項及び第3条に該当する継続雇用対象者の基準は「継続雇用制度の選定基準に関する労使協定」に則る。

また、高年齢者雇用安定法一部改正法附則第3項に基づき、労使協定に定める基準に該当する者については65歳まで継続雇用し、基準に満たない者については、以下の表に掲げる適用年齢まで継続雇用する。

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで	61歳
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで	62歳
平成31年4月1日から平成34年3月31日まで	63歳
平成34年4月1日から平成37年3月31日まで	64歳

(変 更)

第5条 前第2条・第3条は一般の労働情勢が著しく変動したとき、または法人の財政事情等により変更することができるものとする。

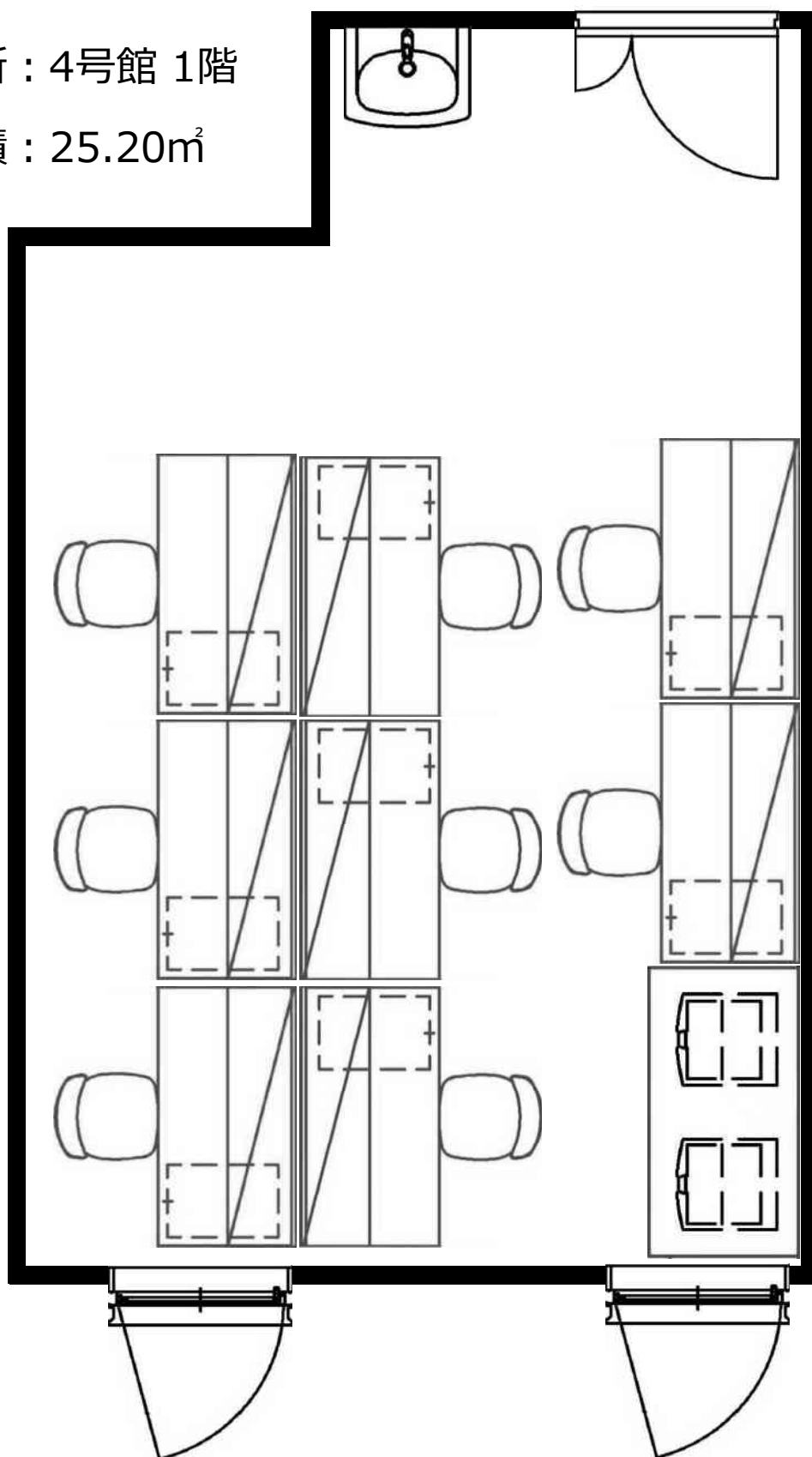
附 則

- 1、この規程は昭和60年4月1日から施行する。
- 2、この規程は平成13年4月1日から改正施行する。
- 3、この規程は平成17年4月1日から改正施行する。
- 4、この規程は平成22年11月1日から改正施行する。
- 5、この規程は平成25年4月1日から改正施行する。

# 高崎健康福祉大学大学院 院生室

場所：4号館 1階

面積：25.20㎡



## 高崎健康福祉大学保健医療学研究科 FD研修会開催実績

年度	開催日	タイトル	講師	参加者
令和2年度	2020年10月23日	第1回保健医療学研究科FD研修会（研究発表） ・理学療法学科 高橋裕子 先生 テーマ「体幹前屈運動において関節可動性が腰椎骨盤リズムへ与える影響」 ・看護学科 寺口 顕子 先生 テーマ「ムコ多糖症の子をもつ母親の遺伝学的検査に関する思い」	理学療法専攻 高橋裕子 看護学専攻 寺口顕子	45名
	2021年3月12日	第2回保健医療学研究科FD（研究） 判別に関わる研究法の紹介（ROC分析・ロジスティック回帰分析の応用）	理学療法専攻 解良武士	59名
令和3年度	2022年2月14日	第1回保健医療学研究科（研究紹介） ・理学療法学科 正木 光裕 准教授（令和2年度就任教員） テーマ「小児および成人患者に還元できる研究活動を目指して」 ・看護学科 伊藤歩美先生（令和3年度入職） テーマ「BMI変化と膝痛リスクの関連-女性看護職を対象としたコホート研究-」	理学療法専攻 正木光裕 看護学専攻 伊藤歩美	50名
	2022年3月11日	第2回保健医療学研究科FD 項目反応理論を用いたアンケート調査解析に関して	姫路獨協大学 永禮敏江先生	44名
令和4年度	2022年9月12日	第1回保健医療学研究科（研究発表） ・理学療法学科 篠原智行教授 テーマ「COVID-19とフレイル」 ・看護学科 看護学科 飯嶋 友美講師 テーマ「帝王切開で出産した初産の母親が出産体験を意味づけるプロセス」	理学療法専攻 篠原智行 看護学専攻 飯嶋友美	22名
	2023年3月10日	第2回保健医療学研究科FD 研究ワークショップ（事前に各教員の研究テーマを挙げていただき、関心のあるテーブルに分かれて研究について語り合う）	FDメンバー	33名
令和5年度	2023年9月21日	第1回保健医療学研究科FD（研究発表） ・理学療法学科 坂本 雅昭教授 テーマ「これまでの教育研究活動について」 ・看護学科 梅原里実准教授 テーマ「看護師のセルフ・エンパワメントの影響要因」	理学療法専攻 坂本雅昭 看護学専攻 梅原里実准	30名
	2024年3月11日	第2回保健医療学研究科FD（研究） 研究についての自己点検を行う仕組みについて（ワークショップ）	FDメンバー	30名
令和6年度	2024年8月1日	第1回保健医療学研究科FD研修会 理学療法専攻 竹内 伸行先生 「テーマ：継続的研究と科研費採択」 看護学専攻 桐山 勝枝先生 「テーマ：科研費獲得のための個人的見解」	理学療法専攻 竹内伸行 看護学専攻 桐山勝枝	47名

曜日		時限	時間	理学療法学専攻博士後期課程			
				選必	科目責任者	教室	
月曜日	1時限	9:00 10:30					
	2時限	10:45 12:15					
	3時限	13:00 14:30					
	4時限	14:45 16:15	医療・研究倫理学	必	渡邊		
	5時限	16:30 18:00	理学療法学教育・管理論	選	篠原		
	6時限	18:15 19:45	医療・研究倫理学	必	渡邊		
	7時限	20:00 21:30	理学療法学教育・管理論	選	篠原		
火曜日	1時限	9:00 10:30					
	2時限	10:45 12:15					
	3時限	13:00 14:30					
	4時限	14:45 16:15	基礎理学療法学特講	選必	竹内	研究室	
	5時限	16:30 18:00	神経・発達理学療法学特講	選必	正木	研究室	
	6時限	18:15 19:45	基礎理学療法学特講	選必	竹内	研究室	
	7時限	20:00 21:30	神経・発達理学療法学特講	選必	正木	研究室	
水曜日	1時限	9:00 10:30					
	2時限	10:45 12:15					
	3時限	13:00 14:30					
	4時限	14:45 16:15					
	5時限	16:30 18:00					
	6時限	18:15 19:45					
	7時限	20:00 21:30					
木曜日	1時限	9:00 10:30					
	2時限	10:45 12:15					
	3時限	13:00 14:30					
	4時限	14:45 16:15					
	5時限	16:30 18:00					
	6時限	18:15 19:45					
	7時限	20:00 21:30					
金曜日	1時限	9:00 10:30					
	2時限	10:45 12:15					
	3時限	13:00 14:30					
	4時限	14:45 16:15	加齢・予防理学療法学特講	選必	樋口		
	5時限	16:30 18:00	運動器・スポーツ理学療法学特講	選必	中川		
	6時限	18:15 19:45	加齢・予防理学療法学特講	選必	樋口		
	7時限	20:00 21:30	運動器・スポーツ理学療法学特講	選必	中川		
土曜日	1時限	9:00 10:30					
	2時限	10:45 12:15					
	3時限	13:00 14:30					
	4時限	14:45 16:15					
	5時限	16:30 18:00					
	6時限	18:15 19:45					
	7時限	20:00 21:30					
備考			* 選必: 選択した指導教員の専門分野は必須、他は選択 * 理学療法学特別研究(必)は1年~3年を通して行う * 必要に応じて土曜日あるいは日曜日、長期休業期間中に集中講義としてを行うことがある				

曜日		時限	時間	理学療法学専攻博士後期課程			
				科目名	選必	科目責任者	教室
月曜日	1時限	9:00 10:30					
	2時限	10:45 12:15					
	3時限	13:00 14:30					
	4時限	14:45 16:15	リハビリテーションシステム論	選	坂本		
	5時限	16:30 18:00	理学療法学教育・管理論	選	篠原		
	6時限	18:15 19:45	リハビリテーションシステム論	選	坂本		
	7時限	20:00 21:30	理学療法学教育・管理論	選	篠原		
火曜日	1時限	9:00 10:30					
	2時限	10:45 12:15					
	3時限	13:00 14:30					
	4時限	14:45 16:15	基礎理学療法学演習	選必	竹内		
	5時限	16:30 18:00	神経・発達理学療法学演習	選必	正木		
	6時限	18:15 19:45	基礎理学療法学演習	選必	竹内		
	7時限	20:00 21:30	神経・発達理学療法学演習	選必	正木		
水曜日	1時限	9:00 10:30					
	2時限	10:45 12:15					
	3時限	13:00 14:30					
	4時限	14:45 16:15					
	5時限	16:30 18:00					
	6時限	18:15 19:45					
	7時限	20:00 21:30					
木曜日	1時限	9:00 10:30					
	2時限	10:45 12:15					
	3時限	13:00 14:30					
	4時限	14:45 16:15					
	5時限	16:30 18:00					
	6時限	18:15 19:45					
	7時限	20:00 21:30					
金曜日	1時限	9:00 10:30					
	2時限	10:45 12:15					
	3時限	13:00 14:30					
	4時限	14:45 16:15	加齢・予防理学療法学演習	選必	樋口		
	5時限	16:30 18:00	運動器・スポーツ理学療法学演習	選必	中川		
	6時限	18:15 19:45	加齢・予防理学療法学演習	選必	樋口		
	7時限	20:00 21:30	運動器・スポーツ理学療法学演習	選必	中川		
土曜日	1時限	9:00 10:30					
	2時限	10:45 12:15					
	3時限	13:00 14:30					
	4時限	14:45 16:15					
	5時限	16:30 18:00					
	6時限	18:15 19:45					
	7時限	20:00 21:30					
備考			* 選必: 選択した指導教員の専門分野は必須、他は選択 * 理学療法学特別研究(必)は1年~3年を通して行う * 必要に応じて土曜日あるいは日曜日、長期休業期間中に集中講義としてを行うことがある				